

平成25年 三重県議会定例会
教育警察常任委員会
説明資料

所管事項説明

ページ

I 教育委員会事務局の組織機構	1
II 主要事項	5

平成25年5月23日

教育委員会

目 次

I	教育委員会事務局の組織機構	1
II	主要事項	
1	平成25年度当初予算【教育委員会関係】(予算経理課)	5
2	「みえ県民力ビジョン」【教育委員会関係】及び三重県教育ビジョン (教育総務課)	14
3	県立高等学校の活性化(教育総務課)	22
4	国における教育改革の動き(教育総務課、予算経理課)	24
5	学校における防災教育・防災対策の推進(教育総務課、学校施設課)	27
6	教職員の配置(教職員課)	30
7	メンタルヘルス対策の充実(福利・給与課)	32
8	高校教育の充実(高校教育課)	35
9	キャリア教育の推進と高校生の就職対策(高校教育課)	37
10	学力の定着・向上(小中学校教育課)	40
11	地域に開かれた学校づくり(高校教育課、小中学校教育課)	42
12	外国人児童生徒教育の充実(高校教育課、小中学校教育課)	44
13	特別支援教育の推進(特別支援教育課)	46
14	安心して学べる環境づくりの推進(生徒指導課)	49
15	体罰の実態把握と防止 (教職員課、生徒指導課、保健体育課、研修企画・支援課、研修推進課)	54
16	学びを保障する人権教育の充実(人権教育課)	67
17	子どもの体力向上(保健体育課)	69
18	健康教育の推進(保健体育課)	71
19	社会教育の推進(社会教育・文化財保護課)	74
20	文化財の保存・活用(社会教育・文化財保護課)	79
21	教職員の資質向上(研修企画・支援課、研修推進課)	81

I 教育委員会事務局の組織機構

1 本庁（職員数：304名）

（1）課等の見直し

①課の名称変更

研修指導課を「研修推進課」に改め、学校における実践的な授業力向上に向けた取組を市町教育委員会と連携して進めます。

②子ども安全対策監の設置

いじめ問題をはじめとする児童生徒の問題行動等の解消に向けた対応や、学校・市町教育委員会の早期対応への支援とあわせて、いじめ・体罰などにより児童生徒への専門的な支援が必要な場合に関係課と連携した取組を進めるため、「子ども安全対策監」を設置しました。

（2）組織運営の見直し

①班の設置

知事部局と同様、本庁におけるグループを「班」に改め、本庁の「班」、地域機関の「課」を組織の最小単位として設置し、それぞれ「班長」及び「課長」を組織の責任者とします。

②新たな職の設置

知事部局と同様、新たな職を設置し、求められる人材の育成を目指すとともに、チェック機能の強化を図ります。

○段階的な人材育成とチェック機能の強化

本庁に「課長補佐」「班長」「班長代理」の職を、地域機関に「課長代理」の職を新たに設置することで、中堅・ベテラン職員が様々な役割を担って経験を積むなど段階的な人材育成とチェック機能の強化を図ります。

○若手職員の人材育成

「班長代理」「課長代理」の職を設置することで、若手職員を育成指導する体制を強化します。

2 地域機関（職員数：42名）

平成24年度と同様、1機関（埋蔵文化財センター）です。

参考

【学校数】

（平成25年4月1日現在）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
学校数	386 (3)	161 (3)	57 (1)	13 (3)	617 (10)

※（ ）内は分校で外数。

平成25年度教育委員会事務局組織表

平成24年度	平成25年度
<p style="text-align: center;">副教育長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 教育総務課 <ul style="list-style-type: none"> — 総務・相談・情報グループ — 企画グループ — 学校防災・危機管理グループ — 教育改革グループ — 予算経理課 <ul style="list-style-type: none"> — 予算・経理グループ — 修学支援グループ — 学校経理グループ — 学校防災推進監 — 教育改革推進監 	<p style="text-align: center;">副教育長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 教育総務課 <ul style="list-style-type: none"> — 総務・相談・情報班 — 企画班 — 学校防災・危機管理班 — 教育改革班 — 予算経理課 <ul style="list-style-type: none"> — 予算・経理班 — 修学支援班 — 学校経理班 — 学校防災推進監 — 教育改革推進監
<p style="text-align: center;">次長(教職員・施設担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 教職員課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校人事グループ — 小中学校人事グループ — 事務局人事グループ — 教職員制度・採用・免許グループ — 福利・給与課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校給与・制度グループ — 小中学校給与グループ — 福利健康グループ — 福祉グループ — 年金・給付グループ — 学校施設課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校整備グループ — 公立学校助成グループ — 市町教育支援・人事担当 (総括市町教育支援・人事監) (市町教育支援・人事監) 	<p style="text-align: center;">次長(教職員・施設担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 教職員課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校人事班 — 小中学校人事班 — 事務局人事班 — <u>制度・採用・免許班</u> — 福利・給与課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校給与・制度班 — 小中学校給与班 — 福利健康班 — 福祉班 — 年金・給付班 — 学校施設課 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校整備班 — 公立学校助成班 — 市町教育支援・人事担当 (総括市町教育支援・人事監) (市町教育支援・人事監)

平成25年度教育委員会事務局組織表

平成24年度	平成25年度
<p style="margin-left: 20px;">次長(学習支援担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 高校教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 高校教育グループ — キャリア教育グループ — 小中学校教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 小中学校教育グループ — 学力向上推進グループ — 特別支援教育課 — 特別支援学校整備推進監 	<p style="margin-left: 20px;">次長(学習支援担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 高校教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 高校教育班 — キャリア教育班 — 小中学校教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 小中学校教育班 — 学力向上推進班 — 特別支援教育課 <ul style="list-style-type: none"> — <u>特別支援教育班</u> — 特別支援学校整備推進監
<p style="margin-left: 20px;">次長(育成支援・社会教育担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 生徒指導課 — 人権教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 企画調整グループ — 県立学校グループ — 市町支援グループ — 調査研修グループ — 保健体育課 <ul style="list-style-type: none"> — 学校体育グループ — 健康教育グループ — 社会教育・文化財保護課 <ul style="list-style-type: none"> — 社会教育グループ — 有形文化財グループ — 記念物・民俗文化財グループ — 人権教育監 	<p style="margin-left: 20px;">次長(育成支援・社会教育担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 生徒指導課 <ul style="list-style-type: none"> — <u>生徒指導班</u> — 人権教育課 <ul style="list-style-type: none"> — 企画調整班 — 県立学校班 — 市町支援班 — 調査研修班 — 保健体育課 <ul style="list-style-type: none"> — 学校体育班 — 健康教育班 — 社会教育・文化財保護課 <ul style="list-style-type: none"> — 社会教育班 — 有形文化財班 — 記念物・民俗文化財班 — 人権教育監 — <u>子ども安全対策監</u>

平成25年度教育委員会事務局組織表

平成24年度	平成25年度
<p style="text-align: center;">次長(研修担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 研修企画・支援課 <ul style="list-style-type: none"> — 研修総務グループ — 企画・支援グループ — 教育相談グループ — 指導力支援グループ — 研修指導課 <ul style="list-style-type: none"> — 基本研修グループ — 専門研修グループ — IT研修グループ 	<p style="text-align: center;">次長(研修担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 研修企画・支援課 <ul style="list-style-type: none"> — 研修総務班 — 企画・支援班 — 教育相談班 — 指導力支援班 — <u>研修推進課</u> <ul style="list-style-type: none"> — 基本研修班 — <u>教科等研修班</u> — <u>テーマ研修班</u>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">地域機関</div> <p>埋蔵文化財センター</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 — 活用支援課 — 調査研究1課 — 調査研究2課 — 調査研究3課 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">地域機関</div> <p>埋蔵文化財センター</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 — 活用支援課 — 調査研究1課 — 調査研究2課 — 調査研究3課

Ⅱ 主要事項

1 平成25年度当初予算【教育委員会関係】

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

社会経済のグローバル化や少子高齢化が進展する中、変化の激しい時代を生きる子どもたちには、基礎的・基本的な学力に加え、さまざまな課題に対して、自ら考え判断し主体的に対応する力や、周囲と共に支え合い、新しい社会を創造していく力が求められています。また、いじめ等の問題が大きく取り上げられる中、子どもたちが安全で安心して学ぶことのできる環境を整備することも喫緊の課題となっています。

こうした認識のもと、平成25年度は、次の5項目について重点的に取り組むこととして予算編成を行った結果、教育委員会関係の予算額は、1,542億8,333万5千円で、平成24年度当初予算と比較して、65億6,739万3千円、4.1%の減となっています。

(1) 学力の向上

平成24年度からスタートした「みえの学力向上県民運動」について、平成25年度は、学校・家庭・地域が一体となってさらに推進します。

小中高等学校の各段階における基礎的な学力の定着・向上に取り組むとともに、子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感できるよう、教職員の授業力の向上、読書活動の推進、地域の教育力を生かした取組の充実を図ります。

(2) 安心して学べる環境づくり

深刻化するいじめ問題や不登校等、学校現場における課題の解消を目指し、子どもたちが安心して学べる環境づくりを進めるため、スクールカウンセラー等の配置を拡充するとともに、学級満足度調査を活用して、子どもたちに自ら問題を解決できる能力を育成します。

(3) 特別支援教育の充実と障がい者雇用の推進

早期からの一貫した教育支援体制や特別支援学校の施設の整備を図るなど、障がいのある子どもたちの自立と社会参画に向けた取組を進めるとともに、教育委員会における障がい者雇用の推進を図ります。

(4) 子どもの体力向上

子どもたちの運動習慣、食習慣、生活習慣の改善を総合的に推進するとともに、全国中学校体育大会等の開催により、学校における体育・スポーツ活動を普及・振興し、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成します。

(5) 学校における防災教育・防災対策の推進

大規模地震等の災害から子どもたちの命を守るため、学校の防災機能強化や、学校防災のリーダー養成を引き続き図るなど、学校における防災教育・防災対策を推進します。

別表1 歳出（教育委員会関係・項別）

（単位：千円）

款	項	平成24年度 当初 A	平成25年度 当初 B	増減額 B-A	増減率 (B-A) /A
教育費	教育総務費	22,369,397	14,979,549	▲ 7,389,848	▲ 33.0%
	小学校費	57,589,822	57,738,394	148,572	0.3%
	中学校費	32,356,956	32,590,113	233,157	0.7%
	高等学校費	35,937,154	36,199,620	262,466	0.7%
	特別支援 学校費	10,854,909	11,287,169	432,260	4.0%
	社会教育費	1,235,361	989,696	▲ 245,665	▲ 19.9%
	保健体育費	507,129	498,794	▲ 8,335	▲ 1.6%
合計	160,850,728	154,283,335	▲ 6,567,393	▲ 4.1%	

別表2 歳出（教育委員会関係・債務負担行為）

（単位：千円）

事 項	期 間	限度額
教職員人事管理システム保守委託に係る契約	平成26年度	3,263
くわな特別支援学校普通特別教室棟建築工事に係る契約	平成26年度	350,000
杉の子特別支援学校石薬師分校作業実習棟建築工事に係る契約	平成26年度	162,000
特別支援学校東紀州くろしお学園本校統合整備事業（建築設計）に係る契約	平成26年度	58,000
松阪地域特別支援学校（仮称）整備事業（建築設計）に係る契約	平成26年度	75,000
こども心身発達医療センター（仮称）に併設する特別支援学校整備事業（敷地整正工事）に係る契約	平成26年度	22,882
特別支援学校暫定校舎の賃借に係る契約	平成25年度～平成28年度	20,460
県立学校における情報教育用パソコンのリースに係る契約	平成26年度～平成30年度	166,448

2 主な重点項目

(1) 学力の向上

① (一部新)みえの学力向上県民運動推進事業【新しい豊かさ協創1】 6,297千円

子どもたちの学力向上に向けた取組方策について、さまざまな視点から幅広く議論するため、「みえの学力向上県民運動推進会議」を開催するとともに、県民総参加による学力向上の取組を充実するため、広報・PR活動を進めるほか、地域で開催される研修会等に推進会議委員を講師として派遣するなど、市町等の取組に対する支援を行います。

また、「まなびのコーディネーター」を活用して、地域の教育力を生かし、子どもたちの学びを地域で支える「みえの学び場」づくりを推進します。

② (一部新)「確かな学力」を育む総合支援事業【新しい豊かさ協創1】 23,243千円

学力の定着と向上を図るため、全国学力・学習状況調査を活用し、課題解決に向けた効果的な教材の作成や、各学校の授業改善の取組を支援するための講演会の開催等を行うとともに、実践推進校(100校)への学力向上アドバイザー(5名)の派遣等により、授業改善にかかる指導体制の充実を図ります。

また、「科学の甲子園ジュニア(仮称)」三重県予選を実施し、中学生の科学技術に対する関心を高めます。

③ (新)高校生学力定着支援事業【新しい豊かさ協創1】 3,381千円

高校生の義務教育段階の学習内容を含めた基礎的・基本的な学力の定着・向上を図るため、モデル校として6高校を指定し、国語・数学・英語の学力や学習状況等を把握するとともに、課題の洗い出しとその分析を行い、教材開発や効果的な指導方法等を研究します。

④ 少人数教育推進事業【新しい豊かさ協創1】 1,319,497千円

国の制度による小学校1年生の35人学級編制のもと、本県独自の取組である小学校1、2年生での30人学級(下限25人)及び中学校1年生での35人学級(下限25人、実情に応じて2年生あるいは3年生に弾力的に振替可)を継続するとともに、国の定数を活用し、引き続き小学校2年生の36人以上学級の解消を図ります。

また、小中学校において、少人数授業などを実施するための教員配置(小学校:定数40人、非常勤185人、中学校:定数12人、非常勤50人)を継続し、各学校の実情に応じた学力向上の取組を支援するなど、きめ細かな教育を推進します。

⑤ (新)学力向上のための読書活動推進事業【新しい豊かさ協創1】 20,000千円

子どもの学力向上を目的に、民間事業者への委託により、専門性の高い図書館司書

の有資格者を派遣し、司書教諭や担任等に対して学校図書館を活用した授業の支援等を行うとともに、家庭における読書習慣を身につけることができるよう、家族で読書を楽しむ「ファミリー読書」を推進します。

⑥ (新) フューチャー・カリキュラム実践研究事業【新しい豊かさ協創1】 4,408千円

学習指導要領の趣旨及び内容を踏まえ、小中学校における「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」の創造に向けた授業改善を一層充実させるため、フューチャー・カリキュラム実践研究委員会及び小中学校の教科別のプロジェクトチーム（9チーム）を設置し、授業改善モデルの作成に向けた実践研究に取り組みます。

また、授業改善モデルの普及を図るため、公開研究授業を行い、教職員の授業力向上をめざします。

⑦ 教職員の授業力向上推進事業【新しい豊かさ協創1】 14,526千円

教職員一人ひとりの授業力向上を図るため、経験年数や校種の異なる教職員の相互研さんによる研修を行うとともに、各学校が自らの力で校内研修を活性化させることができるよう、授業研究担当者の育成を図ります。

また、教職員の学校づくりや学級づくりの力を向上させるために、各学校で中核となって取組を進める人材の養成を進めます。

⑧ 地域による学力向上支援事業【新しい豊かさ協創1】 13,915千円

大学生や教員経験者等地域住民の知識・技能を活用して、子どもの学力向上を図る市町の取組を支援し、地域住民等による学校を支援する体制づくりを推進します。

(10市町での実施を予定)

また、学校と地域住民等をつなぐコーディネーター等への研修、事業の成果の共有と普及を図るための成果報告会等を実施します。

⑨ 地域と協働する学校運営支援事業【新しい豊かさ協創1】 11,690千円

公立学校において、保護者や地域住民等の学校運営や教育活動への参画を進めるため、「開かれた学校づくり推進協議会」における協議の充実を図るとともに、サポーターの研修会等への派遣などを通じて、各市町におけるコミュニティ・スクール等の導入を支援します。

また、県立学校における学校関係者評価の義務化に伴い、学校関係者評価の質を高めるため、学校関係者評価委員等を対象とした研修会の実施や評価結果に基づく改善活動への支援を行います。

(2) 安心して学べる環境づくり

① (新)いじめを許さない「絆」プロジェクト事業【新しい豊かさ協創1】 38,498千円

深刻化するいじめの未然防止を図り、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを強化するため、学級満足度調査を活用した子どもたちの問題解決能力を育成する取組を進めます。また、いじめをはじめとする生徒指導上の課題の解決に対し総合的に支援できる指導者の育成を図ります。

② スクールカウンセラー等活用事業 160,087千円

学校の相談体制を充実するとともに、関係機関との連携により課題の解決を図るため、専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを、小中学校及び高等学校に配置及び派遣し、さまざまな生徒指導上の問題解決のための取組を進めます。(当事業によるスクールカウンセラー配置校:小学校78校、中学校144校、高等学校31校)(スクールソーシャルワーカー:4名)

③ (新)スクールカウンセラー等緊急活用事業 61,695千円

いじめや体罰等の問題への早急な対応を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置及び派遣を拡充し、教育相談体制を充実します。また、スクールソーシャルワーカーを県立高校6校に配置し、不登校や中途退学等の課題の解決や未然防止を図ります。(当事業によるスクールカウンセラー配置校:小学校132校、中学校4校、高等学校5校)(スクールソーシャルワーカー:3名)

④ 学びの環境づくり支援事業【新しい豊かさ協創1】 25,724千円

いじめや暴力行為、不登校等の課題を解決し、子どもたちの学びを保障するための環境づくりを推進していくため、中学校区を単位として重点的に取り組む地域(15中学校区)にスクールカウンセラーを配置し、小中学校間のスムーズな連携や継続した支援を進め、教育相談体制の充実・活性化を図ります。

(当事業によるスクールカウンセラー配置校:小学校45校、中学校15校)

⑤ (新)いじめ巡回相談員配置事業 36,347千円

スクールカウンセラーの未配置校のうち、いじめ問題への対応が必要な小学校に対し、いじめ巡回相談員(15名)を派遣して、学校生活に不安を抱えたり、集団の中でうまく関係を持ってない児童や、子育てに戸惑う保護者との日常的な関わりを通して、いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。

⑥ 学びを保障するネットワークづくり事業【新しい豊かさ協創1】 11,600千円

教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情や学習意欲の向上を図るため、いじめなどの背景にある課題を解決し、未然に防止するための地域連携の仕組みとし

て「子ども支援ネットワーク」を構築します。(モデル中学校区：10 校区)

また、「子ども支援ネットワーク」構築の要となる「子ども支援ネットワークづくり」推進教員を、実践的場面や研修会・交流会等を通して育成します。

(3) 特別支援教育の充実と障がい者雇用の推進

① (一部新) 早期からの一貫した教育支援体制整備事業【緊急課題解決6】 17,519千円

発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒について、支援情報の引継ぎツール「パーソナルカルテ」を活用し、早期からの一貫した相談・指導体制の構築を進めます。(パーソナルカルテ推進強化市町：15市町)

また、県立高校2校をモデル校として指定し、障がい特性に応じた効果的な指導・支援方法のあり方に関する研究を進めます。

② 特別支援学校就労推進事業【緊急課題解決6】 18,169千円

企業との連携による技能検定の活用や職業に関するコース制を導入する学校の拡大、早期からの職場実習の実施、本人の適性と職種のマッチングの促進など、学びが就労に結びつくキャリア教育プログラムを構築します。

また、企業経験豊かな人材を、キャリア教育マネージャー(1名)及びキャリア教育サポーター(4名)として配置し、職域開発支援員に対する指導助言や、生徒の適性に基づく企業への業務の提案等を行い、生徒の就労希望の実現をめざします。

③ 特別支援学校企業就労実現支援緊急雇用創出事業 29,498千円

特別支援学校に、企業等の従事経験を有する職域開発支援員(13名)を配置し、キャリア教育マネージャー及びキャリア教育サポーターの指導のもと、生徒の早期からの職場実習を可能にするための職場開拓や、企業への雇用促進要請を行うことで、企業への就労を促進します。

④ 障がい者チャレンジワーク推進事業 27,885千円

県立学校及び県教育委員会事務局で、障がいのある人を任用(非常勤)し、障がいの程度に応じて働くことができる業務の構築と任用者への系統的なサポートを推進します。

⑤ 特別支援学校の整備事業 581,090千円

くわな特別支援学校及び杉の子特別支援学校石薬師分校に校舎を増築するとともに、特別支援学校東紀州くろしお学園(本校)の統合整備や、松阪地域特別支援学校(仮称)及びこども心身発達医療センター(仮称)に併設する特別支援学校の新設に向けて準備を進めます。

(4) 子どもの体力向上

① (新) 子どもの体力向上総合推進事業 14,483 千円

学識経験者や学校関係者等からなる「子どもの体力向上推進会議（仮称）」を設置し、子どもの体力向上と生活習慣改善に向けた取組を検討するとともに、体力向上の指導・助言を行う体力向上推進アドバイザーの小学校への派遣や、体力向上サポーター（学生や地域のスポーツ指導者）による体育の授業等への支援などにより、子どもの運動習慣、生活習慣、食習慣を総合的に形成する学校の取組を推進します。

また、「みえ子どもの元気アップフェスティバル（仮称）」を開催し、子どもの体力向上に関する機運の醸成を図ります。

② (新) 平成 25 年度全国中学校体育大会開催事業 32,322 千円

平成 25 年度に開催する全国中学校体育大会（新体操、ソフトボール、柔道）について、三重県中学校体育連盟、開催市教育委員会と連携しながら準備と大会運営を進め、中学校における運動部活動の普及と振興を図ります。

(5) 学校における防災教育・防災対策の推進

① (一部新) 学校防災推進事業【緊急課題解決 1】 22,402 千円

大規模地震等の自然災害に備え、学校における平常時の防災教育・防災対策の充実を図るとともに、災害時に児童生徒の安全確保のための迅速かつ的確な対応が可能となるよう、学校防災のリーダーとなる教職員を養成します。

また、学校における防災タウンウォッチングや防災マップづくりなどの体験型防災学習の支援、防災ノート等を活用した学習、宮城県との交流事業の実施など、防災教育の充実を図るとともに、保護者、地域住民等との合同の避難訓練や防災学習の支援を行い、学校・家庭・地域の連携による防災対策を促進します。

② 学校防災機能強化事業【緊急課題解決 1】 197,881 千円

大規模災害発生時に、児童生徒の安全を確保し被害を軽減するため、小中学校については、市町が実施する非常用発電機、投光器、ライフジャケットなどの防災資機材の整備等に対し支援するとともに、県立学校（5校）に対して、ライフジャケットを整備し、学校の防災機能を強化します。

③ 学校施設の耐震化推進事業【緊急課題解決 1】 729,232 千円

県立学校施設について、校舎等の耐震化を完了させるとともに、専門家の点検結果をふまえ、外壁、吊り天井改修をはじめとする非構造部材の耐震対策を進めます。

2 「みえ県民カビジョン」【教育委員会関係】及び三重県教育ビジョン

1 「みえ県民カビジョン」【教育委員会関係】

(1) 基本理念

県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重

(2) 県民力による「協創」の三重づくりへ

- ① 安全・安心への備え
- ② 今ある力の発揮と新しい力の開拓
- ③ 自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン）へ

(3) 県政運営の基本姿勢

- ① 県民との「協創」の取組を進めるために
- ② 県民に成果を届けるために
- ③ 県民の信頼をより高めるために

(4) 政策展開の基本方向（三つの柱）と16の政策

- I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～
- II 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～
 - II-2 教育の充実 ～一人ひとりの個性と能力を育む教育～
- III 「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

(5) 「みえ県民カビジョン・行動計画」

「みえ県民カビジョン」を着実に推進するための中期戦略計画
(平成24年度から27年度までの4年間)

① 施策(56本)

※教育委員会が主担当となっている施策(4本)

- 2 2 1 学力の向上
- 2 2 2 地域に開かれた学校づくり
- 2 2 3 特別支援教育の充実
- 2 2 4 学校における防災教育・防災対策の推進

※他部局が主担当の教育関係の施策(5本)

- 2 1 1 人権が尊重される社会づくり(環境生活部)
- 2 1 3 多文化共生社会づくり(環境生活部)
- 2 4 1 学校スポーツと地域スポーツの推進
(地域連携部スポーツ推進局)
- 2 6 1 文化の振興(環境生活部)
- 2 6 2 生涯学習の振興(環境生活部)

② 選択・集中プログラム

・緊急課題解決プロジェクト

※教育委員会が関連する他部局主担当（3本）

緊急1 命を守る緊急減災プロジェクト（防災対策部）

緊急4 働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト（雇用経済部）

緊急6 「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト
（健康福祉部）

・新しい豊かさ協創プロジェクト

※教育委員会主担当（1本）

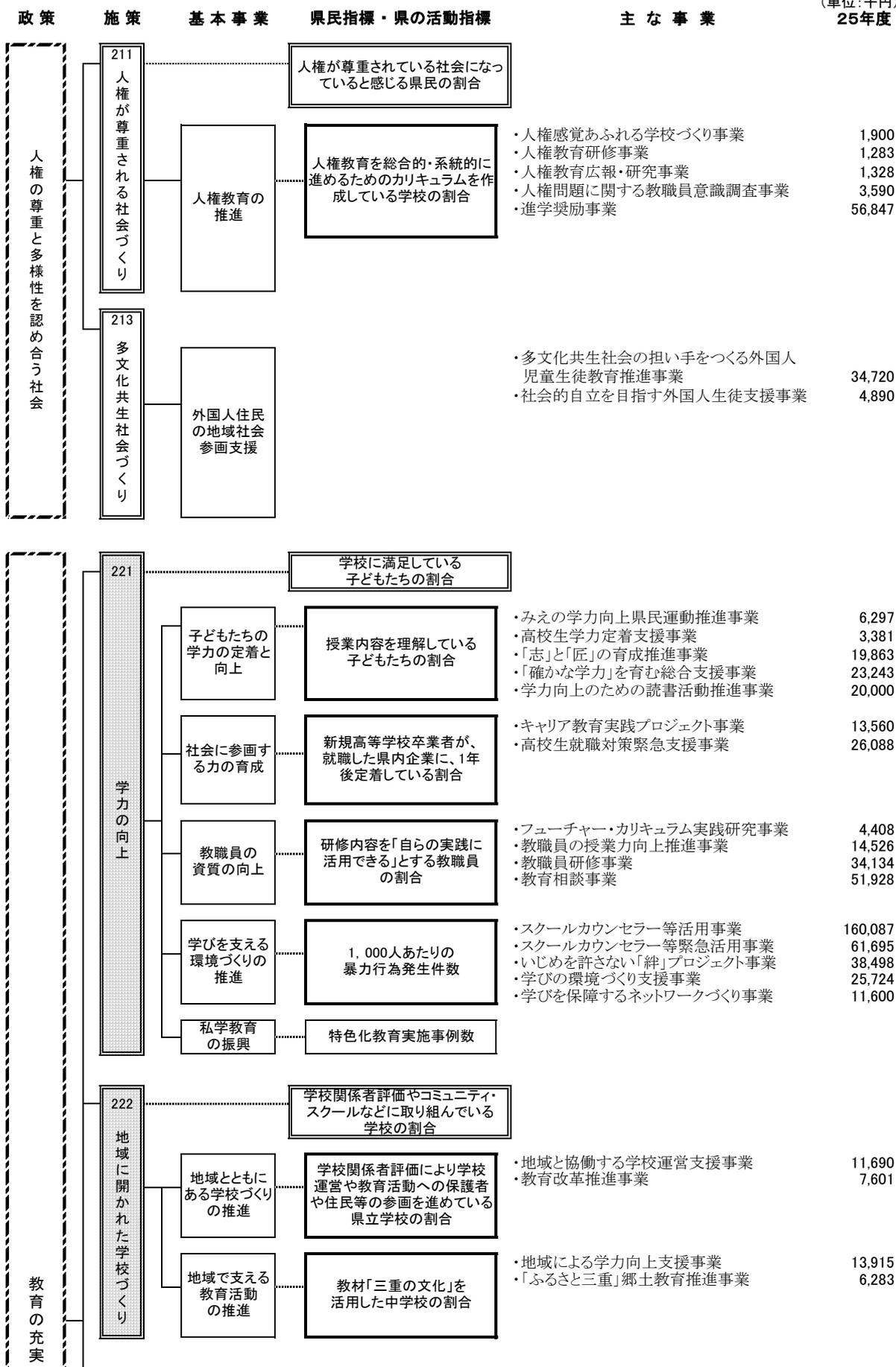
協創1 未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト

※教育委員会が関連する他部局主担当（1本）

協創5 県民力を高める絆づくり協創プロジェクト（戦略企画部）

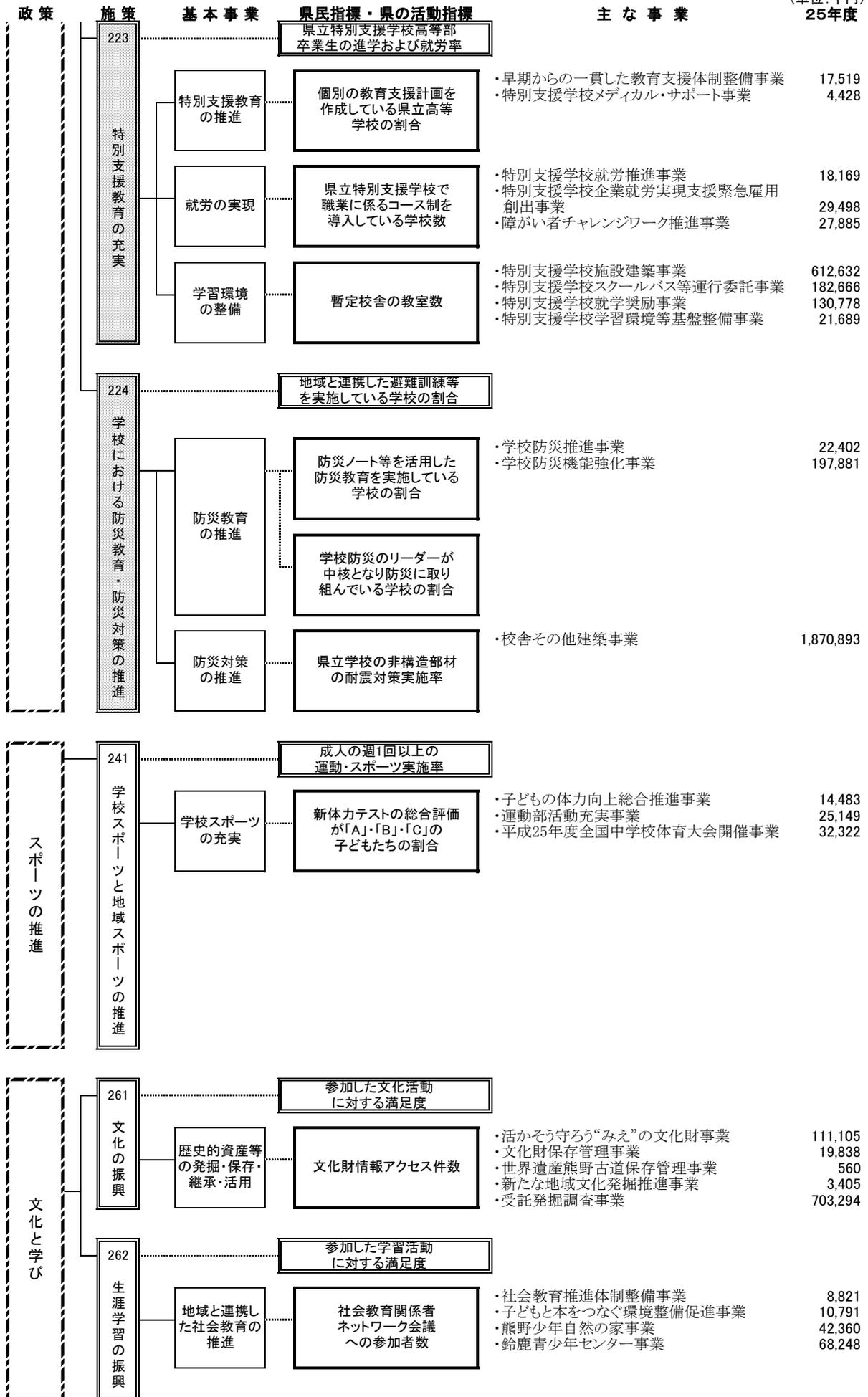
みえ県民カビジョン政策・事業体系(教育委員会関係分)

(単位:千円)
25年度



みえ県民カビジョン政策・事業体系(教育委員会関係分)

(単位:千円)
25年度



みえ県民カビジョン 選択・集中プログラム【教育委員会関係】

区分	プロジェクト名	実践取組	事業名	25年度 (当初)	
協創	未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト ※主担当	実践取組1 「県民総参加による学力の向上」に挑戦します！	① みえの学力向上県民運動推進事業	6,297	
			② 「確かな学力」を育む総合支援事業	23,243	
			③ 少人数教育推進事業	1,319,497	
			④ 「志」と「匠」の育成推進事業	19,863	
			⑤ 学力向上のための読書活動推進事業	20,000	
			⑥ 高校生学力定着支援事業	3,381	
			(小計)	1,392,281	
			実践取組2 「地域に開かれた学校づくり」に挑戦します！	① 地域に協働する学校運営支援事業	11,690
				② 地域による学力向上支援事業	13,915
				(小計)	25,605
実践取組3 「教職員の授業力向上」に挑戦します！	① 教職員の授業力向上推進事業	14,526			
	② フューチャーカリキュラム実践研究事業	4,408			
	(小計)	18,934			
実践取組4 「安心して学べる環境づくり」に挑戦します！	① 学びの環境づくり支援事業	25,724			
	② 学びを保障するネットワークづくり事業	11,600			
	③ いじめを許さない「絆」プロジェクト事業	38,498			
	(小計)	75,822			
総計			1,512,642		
緊急	命を守る緊急減災プロジェクト 防災対策部	実践取組2 「地震による建物被害軽減に向けた課題」を解決するために	① 学校施設の耐震化推進事業	729,232	
			実践取組4 「自らの命を自ら守るための課題」を解決するために	① 学校防災推進事業	22,402
				② 学校防災機能強化事業	197,881
緊急	働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト 雇用経済部	実践取組3 「若者の未就職や不安定な就労状況」を解決するために	① 高校生就職対策緊急支援事業	26,088	
			実践取組2 「働くことへの課題」を解決するために	① 特別支援学校就労推進事業	18,169
緊急	「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト 健康福祉部	実践取組3 「日常生活上の支障や不安」を解決するために		① 早期からの一貫した教育支援体制整備事業	17,519
			② こども心身発達医療センター(仮称)に併設する特別支援学校整備事業	116,776	
協創	県民力を高める絆づくり協創プロジェクト 戦略企画部	実践取組2 「さまざまな事情で支援が必要な県民の皆さんの能力発揮・参画の支援」に挑戦します！	① 多文化共生社会の担い手をつくる外国人児童生徒教育推進事業	34,720	
			② 社会的自立を目指す外国人生徒支援事業	4,890	

2 三重県教育ビジョン

(1) 策定経緯等

①策定の趣旨

「三重県教育振興ビジョン」(H11年策定)の計画期間満了に伴い、平成22年12月、今後の本県教育の目指すべき姿と施策の方向性を示す新しい基本指針として、「三重県教育ビジョン～子どもたちの輝く未来づくりに向けて～」を策定しました。

②策定方法

- ・「三重県教育改革推進会議」に審議を依頼しました。
- ・「地域別県民懇談会」、「中高生懇話会」、パブリックコメントなどを通じ、県民の意見を審議過程に反映しました。

(2) 基本的事項

①位置付け

教育基本法に基づく三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」

②計画期間

10年先を見据えた5年間(平成23年度から平成27年度)

(3) 総論

①基本理念

私たちは子どもたちを信じ	}	「2つの決意」
学校・家庭・地域が一体となって		
子どもたちの大いなる可能性を引き出し	}	「不易」の部分
その輝く未来づくりに向けて取り組みます		
～子どもたちの輝く未来づくりに向けた総力の結集～		

・時代がいかに変化しても変わることのない教育の「不易」の部分「子どもたちの大いなる可能性を引き出し育むこと」ととらえ、理念の中心に位置づけました。

・次の「2つの決意」を盛り込みました。

- ◇「子どもたちを信頼する」、「子どもたちの目線に立つ」という、教育にたずさわる者の決意
- ◇「多様な主体が連携・協力し、県民総参加で教育に向き合う」という、地域社会の決意

②子どもたちに育みたい力

子どもたちに必要となる資質・能力を、「自立する力」と「共に生きる力」の2つととらえ、「子どもたちに育みたい力」として明示しました。

③基本方針

基本理念の実現に向けた、全体を貫く基本的な取組姿勢として、7つの「基本方針」を掲げました。この基本方針は、「人権」の視点や経営品質の4つの理念を踏まえたものとなっています。

(4) 各論

6本の「基本施策」のもとに32本の「施策」を掲げました。

①施策の充実

- ・「一貫した『三重の学び』の推進」を明記（「学力の育成」の充実）
- ・「キャリア教育の充実」の中で「自立した社会人として必要な知識・能力の育成に関する教育の導入」に言及
- ・「子どもたちの安全・安心の確保」を施策として位置づけ、特に「防災教育」を重点的に記述
- ・「教員が働きやすい環境づくり」を施策として位置づけ
- ・「幼児期からの一貫した教育の推進」に「指導上の情報を確実に引き継ぐ仕組みづくりの検討」を明記
- ・「地域の教育力の活用」に関する方向性を明確化

②その他特徴的な内容

- ・共生社会の実現を目指した「特別支援教育」の基本的な考え方を整理
- ・「外国人児童生徒教育」にかかる積極的な基本姿勢を明記
- ・基本理念の「子どもたちを信じる」姿勢を施策に反映
- ・「三重を愛する心の醸成」に向けて「郷土教育」の重要性を明記
- ・「体力の向上」に向けた各学校の基本的な取組姿勢を明記
- ・「学校マネジメントの充実」を施策として位置づけ
- ・「家庭の教育力の向上」に向けた学校等の取組姿勢を明記
- ・10年先を展望し、競技スポーツの推進について積極的に記述 など

(5) 三重県教育改革推進会議における審議

三重県教育ビジョンの理念を具体化するため、三重県教育改革推進会議で施策等について審議し、具体的方策を取りまとめてきました。

平成25年度は、三重県教育ビジョンの計画期間（平成23～27年度）の3年目にあたることから、各施策の「今後の基本的な取組方向」及び「主な取組内容」を中心に、中間点検を行います。

ビジョン体系（イメージ図）

《基本理念》

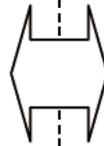
私たちは子どもたちを信じ
学校・家庭・地域が一体となって
子どもたちの大いなる可能性を引き出し
その輝く未来づくりに向けて取り組みます
～子どもたちの輝く未来づくりに向けた総力の結集～

『子どもたちに育みたい力』

(A) 自立する力（輝く未来を拓く力）

- ◎学ぶ力
- ◎意欲・夢を描く力
- ◎自信・自尊心・自己肯定感
- ◎健康・体力
- ◎勤労観・職業観 など

◎自主性



(B) 共に生きる力（共に生きる未来を創る力）

- ◎人権を尊重する意欲・態度
- ◎自他の命を尊重する心
- ◎社会性・コミュニケーション力
- ◎規範意識
- ◎感謝と思いやりの心
- ◎三重を愛する心 など

《基本
施
策

1 学力と社会への参画力の育成

2 豊かな心の育成

3 健やかな体の育成

4 信頼される学校づくり

5 多様な主体で教育に取り組む社会づくり

6 社会教育・スポーツの振興

《基本方針》

- (1) 一人ひとりの違いを認め合う態度を育み、個性を伸ばします
- (2) 子どもたちの目線に立った、一貫した教育を行います
- (3) 子どもたちにとって魅力のある学校を創ります
- (4) 地域に根ざした学校づくりを行います
- (5) 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境を創ります
- (6) 郷土の教育資源を生かします
- (7) 社会の変化に柔軟に対応します

3 県立高等学校の活性化

1 趣旨と経緯

(1) 趣旨

県立高等学校が生徒にとって希望や高い志を持っていきいきと学ぶことができる場であるとともに、地域から信頼される存在であり続けられるよう、各学校の特色を生かした活性化を進めます。その際、学校の適正規模・適正配置を推進することも活性化のための方策ととらえます。

(2) 経緯

県立高等学校の活性化は、「県立高等学校再編活性化基本計画」(平成13年5月策定)及び第一次から第三次の「実施計画」に基づいて進められてきました。これらの計画が平成23年度末で終期を迎えたことから、平成24年度以降の県立高等学校の活性化の方向性を示す新たな計画として、平成24年度末に「県立高等学校活性化計画(平成24～28年度)」を策定しました。

2 推進状況

「県立高等学校再編活性化基本計画」以降に取り組んできた県立高等学校の「適正規模化の推進」、「再編活性化の取組」及び、「小規模校の活性化に係る協議会の設置」の状況は、次のとおりです。

(1) 適正規模化の推進

①適正規模の学校の割合	平成13年度	65.0% (60校中39校)
	平成25年度	87.0% (54校中47校)
②9学級以上の大規模校	平成13年度	15校
	平成25年度	4校(桑名、四日市、津、津西)

(2) 再編活性化の取組

平成16年度	伊勢まなび高校(三部制の定時制高校)を開校
平成18年度	北星高校(三部制の定時制と通信制を併設)を開校
平成21年度	上野農業・上野商業・上野工業高校を募集停止し、伊賀白鳳高校(農業、工業、商業、福祉の4専門学科を有する全国的に新しいタイプの総合専門高校、後期選抜でくくり募集を実施)を開校
平成22年度	宮川高校と相可高校を統合し、(新)相可高校を開校
平成23年度	神戸高校定時制と亀山高校定時制を統合し、飯野高校に定時制課程(夜間二部制の複合型定時制システム。多文化共生教育、キャリア教育の充実で外国人生徒の急増等に対応)を設置

(3) 小規模校の活性化に係る「協議会」の設置(平成14年度から順次設置)

鈴鹿・亀山、久居・一志、伊賀、松阪、伊勢志摩、紀北、紀南の7地域と、昴学園

3 課題

- (1) 生徒や保護者、地域、社会の多様化するニーズに応えるとともに、高校教育としての質の保証を目指した教育環境の整備を進める必要があります。
- (2) 今後も続く県内中学校卒業生の減少に対応して、統合を含む県立高等学校の適正配置により活性化を進める必要があります。

【県内中学校卒業生数の予測】

()内は平成24年3月との比較

地域	平成24年3月	平成27年3月予測	平成33年3月予測
桑員地域	2,164	2,212 (48)	1,912 (▲ 252)
四日市地域	3,751	3,778 (27)	3,452 (▲ 299)
鈴鹿亀山地域	2,508	2,558 (50)	2,211 (▲ 297)
津地域	2,889	2,751 (▲ 138)	2,582 (▲ 307)
伊賀地域	1,643	1,467 (▲ 176)	1,394 (▲ 249)
松阪地域	1,977	1,973 (▲ 4)	1,776 (▲ 201)
伊勢志摩地域	2,558	2,307 (▲ 251)	1,852 (▲ 706)
紀北地域	355	341 (▲ 14)	255 (▲ 100)
紀南地域	379	341 (▲ 38)	285 (▲ 94)
県内合計	18,224	17,728 (▲ 496)	15,719 (▲2,505)

4 今後の対応

平成25年3月に策定した「県立高等学校活性化計画」に基づき、県立高等学校の活性化(適正規模・適正配置、特色化・魅力化の取組等)を推進します。特に、伊勢志摩地域、伊賀地域、東紀州地域については、平成24年度の各地域の「協議のまとめ」を踏まえ、引き続き協議会等を開催することにより、地域全体の高等学校の活性化に係る具体策を協議し、推進します。

4 国における教育改革の動き

1 これまでの動き

(1) 教育再生実行会議での議論

- 平成24年12月に発足した安倍内閣では、教育再生を経済再生と並ぶ我が国の最重要課題と位置づけ、日本の将来を担っていく子どもたちの教育を再生することを目指し、世界トップレベルの学力と規範意識を身に付ける機会を保障することとしています。
- 教育再生を実行に移すため、国では、有識者等で構成する「教育再生実行会議」（座長：鎌田薫 早稲田大学総長）を平成25年1月15日に設置し、教育再生に向けて諸課題の審議を進めています。
- 2月26日には、「いじめの問題等への対応について」とする第一次提言が行われました。

【提言の要点】

- ・ 道徳を新たな枠組みにより教科化
 - ・ いじめ対策の基本理念や相談体制などを定めた法律を制定
 - ・ 学校では解決できない重大ないじめ事案は第三者組織が対応
 - ・ 体罰の基準を明示し、禁止を徹底
 - ・ 部活動指導のガイドラインを策定
- 4月15日には、「教育委員会制度等の在り方について」とする第二次提言が行われました。

【提言の要点】

- ・ 首長が任免する教育長が教育行政の責任者
 - ・ 教育長の任免には議会の同意が必要
 - ・ 教育委員会は基本方針などの方向性を示し、教育事務の執行状況をチェック
 - ・ 教育の最終的な責任は国
 - ・ 教育行政や学校運営に地域住民の意向を反映
- なお、同会議では、現在、大学教育の在り方と国際社会で活躍できるグローバル人材の育成についての議論が進められています。

(2) 中教審での議論

- 中央教育審議会（中教審）は、4月25日、平成25年度から5年間の新たな「第2期 教育振興基本計画＊」を下村文部科学大臣に答申しました。

＊ 教育基本法第17条に基づき策定される国の教育の振興に関する総合計画

【計画の要点《4つの基本的方向性》】

①社会を生き抜く力の養成

「教育成果の保障」に向けた条件整備

②未来への飛躍を実現する人材の養成

創造性やチャレンジ精神、コミュニケーション能力などの育成

③学びのセーフティネットの構築

教育費負担軽減など学習機会の確保、安全安心の教育環境の確保

④絆づくりと活力あるコミュニティの形成

学習を通じて多様な人が集い協働するための体制など社会全体の教育力の強化

【計画で示された目標の例】

- ・教育費について将来的にOECD並の支出を目指す
 - ・国際的な学力調査でトップレベルに
 - ・英語力の目標を達成した中高生や英語教員の割合増加
 - ・経済状況によらない進学機会の確保 など
- また、中教審は、4月25日、教育再生実行会議で審議された教育委員会制度の在り方等について大臣から諮問を受け、今後、審議を進めることとしています。

(3) 公立高等学校授業料無償制等の見直しについて

- 公立高等学校授業料を無償とする法の附則には、「政府は、法律施行後3年を経過した時点（平成25年4月1日）で必要があると認めるときは、所要の見直しを行う旨」が定められています。
- また、平成25年4月25日、中央教育審議会が文部科学大臣に答申した「教育振興基本計画」には、公立高等学校授業料無償制に所得制限を設けることを含めた見直しに関する記載がされています。

2 今後の対応

- 国の教育改革の動きを引き続き注視し、導入された場合の影響等を分析するとともに、必要に応じて市町教育委員会や県立学校との情報共有を図っていきます。
- 教育改革が法制化に向けた動きになってきた場合には、市町教育委員会や学校現場の意見を聴きながら、他の都道府県教育委員会と連携して、要望や意見を述べていく必要があります。
- 公立高等学校授業料無償制等の見直しについては、現在、文部科学省において、現制度の検証が進められていることから、その動向を注視し、適切に対応していきます。

〔参考〕

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年3月31日号外法律第18号）（抜粋）

附 則

（検討）

2 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

○第2期教育振興基本計画（中央教育審議会答申）（抜粋）

・基本施策17 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

17-3 高等学校段階に係る教育費負担軽減

公立高等学校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度については、法律上、施行から3年経過後の見直し規定が存在しており、また、現在も、特に低所得者層においては授業料以外の教育費が負担となっているとともに、公私間の教育費格差も見られる状態にある。限られた財源の下、これらの課題に対応するために、所得制限を設けることも含め、高等学校等に係る修学支援の充実を図る観点から総合的な見直しを行う。

5 学校における防災教育・防災対策の推進

東日本大震災の発生を受け、平成23年度に、これまでの学校における防災対策・防災教育の根本的な見直しを行い、策定した「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について〈指針〉」に基づき、児童生徒が災害対応能力を身につけるとともに、安全で安心して学習できる環境を形成するための取組を着実に推進し、児童生徒に対する防災教育及び学校における防災対策を一層充実していきます。

平成25年度取組

1 防災学習の実施

- ・教科の学習、特別活動の時間、総合的な学習の時間などを活用した防災学習の実施
- ・「防災ノート」を活用した防災学習の実施
- ・地域と連携した防災学習の実施

2 学校防災のリーダー養成

学校における平常時の防災教育・防災対策の充実と災害時の児童生徒の安全確保を図るため、防災に関する専門的な知識、スキルを持つ学校防災のリーダーとなる教職員を2年間で養成（平成24年度～平成25年度：約650人を養成予定）

- ・平成25年度の講座内容：地域との連携、避難所運営と学校再開、心のケア等

3 学校防災の取組支援

- ・学校における防災タウンウォッチング、防災マップづくりの支援
- ・保護者、地域住民等との合同の避難訓練や防災学習の支援
- ・地震が発生した際や学校が避難所になった際の教職員の対応を机上で模擬体験する図上訓練の支援
- ・児童生徒向け防災講話の実施
- ・学校の防災に関する計画等への助言
- ・小中学校、県立学校の新入生、新小学4年生に「防災ノート」を配布

4 学校防災交流事業【一部新規】の実施

平成24年度に、宮城県の中学生を三重県に招待し、鳥羽市及び志摩市において開催した「子ども防災サミット in みえ」での交流を発展させ、平成25年度は、三重県の中学生が宮城県を訪れ、現地見学、学校訪問、ボランティア活動等の現地学習を実施

5 実践的防災教育総合支援事業の実施

文部科学省の委託を受けた市町とともに、防災に関する指導方法等の開発・普及等のための支援事業、学校防災アドバイザー活用事業、災害ボランティア活動の推進・支援事業を実施

6 学校の防災機能強化

(1) 県立学校の防災機能強化

- ・衛星携帯電話の継続運用（孤立想定地区内の学校10校：平成24年度～）
- ・ライフジャケットの整備（対象校5校）

(2) 小中学校の防災機能の強化支援（補助金：平成24年度～平成25年度）

※上限額については、平成24年度の1校当たりの上限額（100万円）から市町ごとの上限額（100万円×学校数）に変更（ただし、平成24年度の交付額を差し引いた額）

- ・防災機器等の整備
（補助対象：非常用発電機、投光器、簡易トイレ、トイレ処理剤、ライフジャケット（平成25年度追加））
- ・備品等の転倒落下防止対策
（補助対象：書架・備品等の転倒落下防止のための器具、ピアノ等の移動防止のための器具等）
- ・ガラス飛散防止対策（補助対象：ガラス飛散防止フィルム、強化ガラス）

7 学校防災取組状況調査の実施

学校の防災教育及び防災対策の取組状況を継続的に把握し、学校防災の取組を一層推進するため、取組状況に係る調査を毎年度継続して実施

8 学校施設の耐震化の推進

(1) 現状

平成25年4月1日現在（速報値） [（ ）は平成24年4月1日現在]

	全棟数	耐震診断実施率	耐震化棟数	耐震化率
県立学校	839 棟 (840 棟)	100.0% (100.0%)	834 棟 (830 棟)	99.4% (98.8%)
公立小中学校	1,990 棟 (1,998 棟)	99.7% (99.7%)	1,941 棟 (1,934 棟)	97.5% (96.8%)

(2) 課題

- ① 東海地震に係る地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域への指定等により、建物の耐震対策がより強く求められています。
- ② 安全な学校づくり及び地域の避難所としての機能を確保するため、早期に建物の耐震対策を実施する必要があります。
- ③ 東日本大震災で多大な被害が生じた非構造部材の耐震対策についても、早期に実施する必要があります。

(3) 今後の対応

- ① 県立学校
 - ・ 耐震化されていない建物5棟について、平成25年度末までに解体することにより、校舎等の耐震化率が100%となります。
 - ・ 非構造部材については、平成24年度に行った専門家による点検結果をもとに、耐震対策を進めます。
- ② 公立小中学校
 - ・ 公立小中学校の耐震化と非構造部材の耐震対策の促進に向けて、市町等に対し、補助制度の活用に関する情報提供や助言を行うとともに、機会を捉えて耐震化の促進を要請します。
 - ・ 国に対しては、耐震化に必要な財源の確保や補助率の嵩上げなどの補助制度の拡充を要望していきます。

6 教職員の配置

1 教職員定数

教職員定数には、国の標準法に基づいて算定される標準法定数と、県の個別の課題に対応するために県が独自に措置をする県単定数があり、これらを合わせたものが条例定数です。

標準法定数は、児童生徒の増減による学級数の変動や、文部科学大臣が定める加配定数の動向等により増減します。平成25年度は、小学校では標準学級数は減少したものの、加配定数の増加等により定数は前年度と同数となりました。中学校では、標準学級数の増加により、定数はやや増加しました。また、高等学校では学級数の減少により定数も減少しましたが、特別支援学校では児童生徒数及び学級数の増加により定数は増加しました。

県単定数は、小中学校の学校統合に係る加配が増加した一方、高等学校の現業職員の定数を整理したことによる減少の結果、県全体では増加となりました。

この結果、条例定数は小学校、中学校及び特別支援学校では増加しましたが、高等学校では減少し、全体としては減少しました。

校種	定数	平成24年度	平成25年度	増減	
小学校	標準法定数	7,063	7,063	0	
	県単定数	少人数教育	40	40	0
		学校統合	4	6	2
		充指導主事	10	10	0
		その他	20	20	0
		計	74	76	2
	合計（条例定数）	7,137	7,139	2	
中学校	標準法定数	3,881	3,891	10	
	県単定数	少人数教育	12	12	0
		学校統合	2	4	2
		充指導主事	9	9	0
		その他	46	46	0
		計	69	71	2
	合計（条例定数）	3,950	3,962	12	
高等学校	標準法定数	3,538	3,505	▲ 33	
	県単定数	充指導主事	27	26	▲ 1
		現業職員	62	59	▲ 3
		その他	51	51	0
		計	140	136	▲ 4
合計（条例定数）	3,678	3,641	▲ 37		
特別支援学校	標準法定数	1,095	1,111	16	
	県単定数	充指導主事	2	3	1
		現業職員	34	34	0
		その他	19	19	0
		計	55	56	1
合計（条例定数）	1,150	1,167	17		
県計	標準法定数	15,577	15,570	▲ 7	
	県単定数	338	339	1	
	条例定数	15,915	15,909	▲ 6	

2 少人数教育

(1) 少人数教育推進事業の歩み

	H15	H16	H17	H18	H19~H22	H23	H24・H25
小学校	1年生 30人学級 (下限25人)	1・2年生 30人学級 (下限25人)				国: 1年生35人学級 +1・2年生30人学級 (下限25人)	国: 1年生35人学級 +1・2年生30人学級 (下限25人) +2年生36人以上学級 解消
中学校	—	—	1年生 35人学級 (下限25人)	1年生 35人学級 (下限25人) 弾力的実施			
小学校 中学校	少人数授業等 を実施するた めの教員配置						

(2) 平成25年度の配置状況

	種類	小学校	中学校	小中計
少人数教育のために 配置している教員数	加配 定数	328	234	562
	非常勤	185	80	265
小学校1・2年生、 中学校1年生の 少人数学級活用分 (上記内数)	加配 定数	114	44	158
	非常勤	0	20	20
少人数授業や 他学年での学級編制 活用分 (上記内数)	加配 定数	214	190	404
	非常勤	185	60	245

3 特別支援教育への対応

(1) 通級

内容	県内の各地域の拠点となる学校に通級学級を設置し、通級指導を行う教員を配置する。
配置 状況	・ 小学校 … 国定数: 38人、県単臨: 11人 ・ 中学校 … 国定数: 3人、県単臨: 1人

(2) 特別支援非常勤

内容	特別支援教育コーディネーターの職務の遂行を支援するため、特別支援学級の在籍児童生徒が多い学校や地域の拠点となる学校に対し、非常勤講師を配置する。
配置 状況	・ 非常勤(週9時間) 小学校 : 83人 中学校 : 38人

4 外国人児童生徒教育への対応

内容	日本語指導の必要な児童生徒の多い地域の拠点となる学校に教員を配置するとともに、巡回相談を行う教員を配置する。
配置 状況	・ 小学校 … 国定数: 30人、県単臨: 17人、非常勤(週9時間): 46人、巡回相談員(県単臨): 3人 ・ 中学校 … 国定数: 14人、県単臨: 7人、非常勤(週9時間): 18人、巡回相談員(県単臨): 9人

7 メンタルヘルス対策の充実

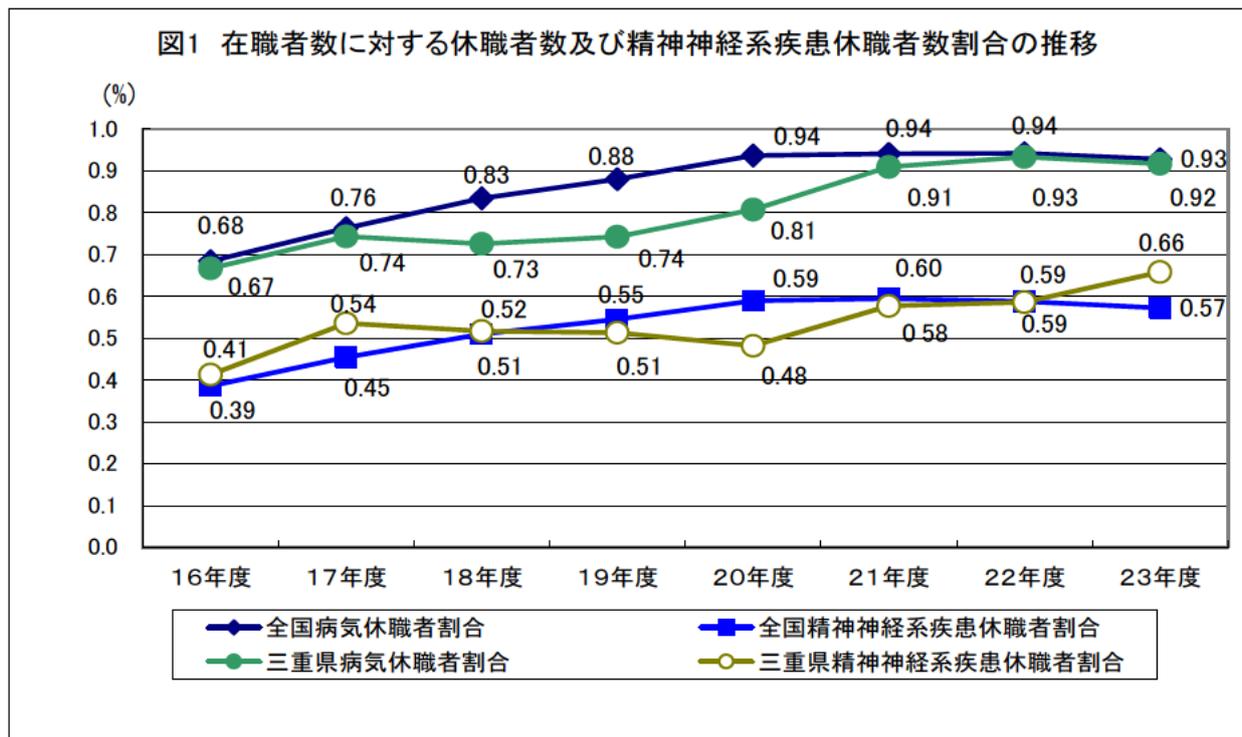
1 精神神経系疾患の現状

- (1) 教職員の精神神経系疾患休職者数は、国においては平成21年度からは減少傾向にありますが、本県においては高止まりの状態が続いています。
- (2) 全病気休職者に対する精神神経系疾患休職者の割合は、平成23年度では、国の61.7%に対し、三重県は71.9%と高い比率になっています。

表1 国及び三重県の教職員における病気休職者数等の推移 (単位：人、%)

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
国	在職者数	921,600	919,154	917,003	916,441	915,945	916,929	919,093	921,032
	病気休職者数 a	6,308	7,017	7,655	8,069	8,578	8,627	8,660	8,544
	精神神経系疾患による休職者数 b	3,559	4,178	4,675	4,995	5,400	5,458	5,407	5,274
	b/a×100 (%)	56.4	59.5	61.1	61.9	63.0	63.3	62.4	61.7
三重県	在職者数	14,993	14,929	14,876	14,812	14,739	14,730	14,680	14,728
	病気休職者数 c	100	111	108	110	119	134	137	135
	精神神経系疾患による休職者数 d	62	80	77	76	71	85	86	97
	d/c×100 (%)	62.0	72.1	71.3	69.1	59.7	63.4	62.8	71.9

- (3) 在職者数に対する精神神経系疾患休職者数の割合も、平成23年度では国の0.57%に対し、三重県は0.66%と高い比率となっています。



2 メンタルヘルス対策の具体的取組

	一次予防 心の健康づくりを推進する環境づくり・心の健康の保持増進と適応力づくり	二次予防 心の不調への気づき（早期発見）と早期対応	三次予防 心の不調からの回復、職場復帰と再発の予防
セルフケア能力の向上のために 職員がストレスや健康について理解し、自らストレスを予防、軽減し、適切に対処できるように支援する。	啓発事業 ・福利のたよりに掲載、啓発冊子の配付 ・健康情報の提供		
	初任者研修		
	メンタルヘルスセミナー（教職員、管理職対象）		
ラインによるケアを支援 管理監督者が行う心の健康に関する職場環境の改善や職員の相談対応を支援する。	・メンタルヘルス新任校長研修会 ・メンタルヘルス新任教頭講習会 ・ネットDE研修		
	働きやすい職場づくり支援事業		
	個別指導・相談等		
職場内スタッフによるケア 各種相談により不調を訴える者を支援するとともに、心の健康づくり対策の推進役として、事業の企画を行う。	働きやすい職場づくり支援事業		復職支援
	産業医・衛生管理者・衛生推進者による相談		職場復帰訓練 健康審査会
	・産業医による過重労働者への指導、面接 ・定期健康診断の有所見者のフォロー ・総合教育センターによる電話相談		
	ラインによるケアへの支援		
職場外スタッフによるケア 職場外の機関や専門家を活用し、その支援を受ける。	働きやすい職場づくり支援事業		
	定期リフレッシュ相談 ・ メンタルヘルスカウンセリング事業		
	（以下の4事業は共済組合事業）		
	教職員健康相談 24		
	面接によるメンタルヘルス相談事業		
	ストレスドック	心の健康相談室	
	…各種相談		
	…各種研修		

3 今年度の取組

(1) 相談体制の充実

教職員がより相談しやすい体制づくりを目指して、これまでの精神科医による定期リフレッシュ相談に加え、臨床心理士によるメンタルヘルスカウンセリングを新設しました。

	(新規)メンタルヘルスカウンセリング	定期リフレッシュ相談
相談担当者	臨床心理士	精神科医
相談場所	学校、県庁舎等	プラザ洞津
相談日	随時(月8時間程度)	月1回
相談対象者	管理職、教職員	管理職、教職員、家族

(2) 働きやすい職場づくり支援事業の実施

平成23～24年度に実施したメンタル健康診断及び職場におけるストレス評価の結果を踏まえて、学校が独自に行う職場環境の改善や充実に向けた取組を支援します。

① 職場環境改善支援(小・中・県立学校)

ストレスの少ない職場づくりに向けた取組を進めるため、それぞれの学校が選定する専門家(国家資格取得者などの有識者、労働衛生コンサルタント、理学療法士、臨床心理士など)の招聘に要する経費を負担します。

② 教職員の職場環境づくり支援(県立学校)

教職員のための安全で快適な職場環境の整備(施設の改修を伴わない需用費、役務費、工事請負費、備品購入費による整備)に要する経費を負担します。

(3) 管理職をサポートする体制の充実

管理職がより相談しやすい体制づくりを推進します。

- ① メンタルヘルスカウンセリングの新設
- ② 学校サポート相談事業の実施

8 高校教育の充実

1 特色ある高等学校づくりの推進

生徒の興味・関心、進路希望の多様化が進む中、各高等学校では生徒の能力・個性を最大限に伸ばすため、特色ある学校づくりに取り組み、個に応じた教育の充実を図っています。

(1) 平成24年度本県中学校卒業者の高等学校等への総進学率 98.5%※速報値

(2) 平成25年度県立高等学校数 58校(分校1校含)

① 普通・専門・総合学科別

普通科	専門学科	普専併置	総合学科	普総併置
18	14	18	6	2

② 課程別【全日制：55校、定時制：13校、通信制2校(重複あり)】
(内訳)

全日制のみ	全定併置	定時制のみ	全通併置	定通併置
44	10	2	1	1

(3) 全日制学科別学級数(平成25年度第1学年)

学 科	普通	農業	工業	商業	水産	家庭
学級数	183	15	40	26	3	8
学 科	看護	福祉	情報	その他※	総合学科	
学級数	1	3	2	18	25	※その他 : 理数科、英語科等

(4) 単位制を導入している学校数 全日制16校 定時制9校

(5) 2学期制を導入している学校数 全日制10校 定時制6校

(6) 特色ある取組等の例

- ① 日本版デュアルシステムによるものづくりを担う人材の育成
(桑名工業高等学校)
- ② 地域と連携した食のスペシャリストの育成(相可高等学校)
- ③ 生徒の多様な進路希望に対応できる総合専門高校
(伊賀白鳳高等学校: 農業、工業、商業、福祉に関する4学科13コース)
- ④ 多文化共生教育と外国人生徒教育を充実させた定時制課程(飯野高等学校)

2 確かな学力の育成

次代を担う子どもたちには、基礎的・基本的な知識・技能の習得はもとより、学ぶ意欲や、思考力、判断力、表現力なども含めた「確かな学力」を身に付けさせることが大切です。各校では、教育内容を厳選して基礎基本の確実な定着を図るとともに、生徒が各分野について深く学び、学力を向上させることができるよう、弾力的な教育課程編成等の工夫改善に努めています。

(1) 高校生学力定着支援事業【新規】

県立高等学校の生徒に対し、義務教育段階の学習内容を含む基礎的・基本的な学力の定着・向上を図るため、研究指定校において生徒の学力や学習状況等を把握するとともに、課題の洗い出しとその分析を行い、教材開発や効果的な指導方法等を研究します。

6校（四日市四郷高等学校、四日市中央工業高等学校、菰野高等学校、松阪工業高等学校、南伊勢高等学校度会校舎、志摩高等学校）

(2) 高校生学力・進学向上支援事業

教務担当者会議等を開催し、教育課程の工夫改善、効果的な家庭学習のあり方等について研究を行うとともに、高校生対象のセミナー等を実施します。

また、学力や進路指導に係る課題を共有する学校間のネットワークを構築し、効果的な指導方法の研究協議を進めます。

- ・進学指導向上対策検討会（平成19年度～）

大学進学率の高い県立高等学校14校が参加

- ・学力定着・向上対策検討会（平成19年度～）

生徒の進路希望が多様な普通科設置校や職業学科設置校等が参加

(3) 「志」と「匠」の育成推進事業

高校生の科学技術に対する知識や関心を深めたり、実践的な英語力を向上させるために、理数教育や英語教育に関する指導方法の工夫改善を図ります。

また、専門高校6校を指定し、より高度な技術の習得や難易度の高い資格の取得等を目指せるよう、大学や企業との連携及び指導方法の研究を行います。

- ・Mie SSH 指定校：桑名高等学校、四日市高等学校、神戸高等学校、松阪高等学校、上野高等学校

- ・Mie SELHi 指定校：川越高等学校、飯野高等学校、津東高等学校、松阪商業高等学校、名張桔梗丘高等学校、名張西高等学校、尾鷲高等学校、木本高等学校

- ・若き「匠」育成プロジェクト指定校：四日市農芸高等学校、四日市商業高等学校、伊勢工業高等学校、津商業高等学校（平成25年度～）、相可高等学校（平成25年度～）、伊賀白鳳高等学校（平成25年度～）

(4) 文部科学省の指定校事業活用校

- ・SSH 指定校：伊勢高等学校（平成24年度～平成28年度）
津高等学校（平成25年度～平成29年度）

- ・英語によるコミュニケーション能力・論理的思考力を強化する指導改善の取組指定校：宇治山田高等学校（平成25年度）

- ・教育課程研究指定校（数学）：白子高等学校（平成25年度）

9 キャリア教育の推進と高校生の就職対策

1 平成24年度県立高等学校卒業者の就職内定状況

(平成25年3月末 高校教育課調べ)

	就職希望者数	内定者数	未内定者数	内定率	全国内定率
24年度	4,118人	3,979人	139人	96.6%	95.8%
23年度	3,834人	3,697人	137人	96.4%	94.8%

【地域別就職内定状況】

	北勢	中勢	伊賀	松阪	南勢	牟婁	合計
24年度	98.5%	94.7%	97.7%	97.6%	93.8%	98.1%	96.6%
23年度	98.0%	94.1%	96.8%	97.5%	95.7%	96.3%	96.4%

2 平成25年度キャリア教育及び就職対策関連事業

(1) キャリア教育実践プロジェクト事業

① 体系的なキャリア教育実施サポート事業

(ア) 体系的なキャリア教育実践研究

地域が連携し、小・中・高等学校の各学校段階を通じたキャリア教育の実践研究を行います。(キャリア教育推進強化市町として5地域程度を指定)

(イ) 小・中・高の教員が参加する実践交流会の開催

全ての学校で入学から卒業までのキャリア教育プログラムを策定できるよう、小・中・高の教員が参加する実践交流会を開催し、先進的な事例の紹介等を行います。

② プロフェッショナルとの出会い創出事業

(ア) キャリアモデル派遣事業「三重県版ようこそ先輩」

児童生徒が人生の先輩をモデルに自分の生き方在り方を考え、職業意識等を身に付けるために、地域社会で活躍する卒業生等による授業を行います。

(イ) 就業体験支援事業「しごと密着体験」

地域の事業所において、児童生徒が職業人を間近で観察し、働く思いに深く触れる仕事観察型体験学習を、学校企画型(学校が独自で実施)と広域公募型(NPOがコーディネート)で行います。

③ 社会的・職業的自立支援事業

(ア) 就業体験支援事業「インターンシップ・デュアルシステム」

高校生が進路選択について主体的に取り組むことができるようにするため、インターンシップやデュアルシステム等の就業体験活動を拡充します。

(2) 就業体験拡大充実緊急雇用創出事業

就業体験拡充支援員（2人）が、受入事業所の開拓や事業所との調整、勤労観・職業観を醸成するための講師の開拓、体験を効果的に行うための支援等を行います。また、「三重県職場体験・インターンシップ受入事業所の案内」ウェブページの掲載情報の追加・更新を行います。

(3) 高校生就職対策緊急支援事業

① 県立高等学校就職指導プロセス改善事業

(ア) 高等学校の就職指導プロセスの改善

卒業生や事業所から得た情報をもとに、就職指導のプロセス改善に向けた効果的な方策をとりまとめ、高等学校に普及します。

② 就職マッチング緊急支援事業

(ア) 就職対策支援事業の実施

求人依頼や就職した卒業生の追指導等の事業所訪問等を支援します。

(イ) 就職支援相談員の配置

就職支援相談員12名を県立高等学校26校に配置し、生徒の進路相談や面接指導、求人開拓、生徒及び保護者向けの進路ガイダンス等を行います。

(ウ) キャリア教育推進地域連携会議の開催

県立学校と企業、経済団体、行政機関等のネットワークにより、就職支援やキャリア教育に係る方策等について検討します。

(エ) 就職情報交換会・合同就職面接会等の開催

地域人材確保の観点から求人と求職のミスマッチを解消するため、商工会議所、労働局、市町等と連携して開催します。

3 就職対策の主な取組

(1) 求人要請

- ① 県内各公共職業安定所が主催する雇用主会議における要請（6月）
- ② 三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会、三重県経営者協会、三重県中小企業団体中央会への要請（7～8月）
- ③ 12商工会議所への要請（7～8月）
- ④ 各経済団体や業種団体等の会議の場を活用した要請（随時）

(2) 経済団体、労働局、雇用経済部等との連携による主な取組

- ① 就職相談会、進路相談会の開催
- ② 企業説明会、就職ガイダンス、企業展の活用
- ③ 求人情報の提供（WEB求人情報の検索、各種団体からの情報、未充足の指定校求人情報等）
- ④ ハローワークのジョブサポーターと連携した個別就職支援（随時）
- ⑤ 若者サポートステーションと連携したキャリアカウンセリング（随時）
- ⑥ 新卒未就職者地域人材育成事業等による支援

【参考】

1 平成24年度県立高等学校卒業者の進路状況（速報値）

全日制・定時制卒業生数：13,040人

【内訳】

（平成25年5月1日高校教育課調べ）

就 職	大学・短大への進学	専門学校への進学	その他
3,975人 (30.5%)	5,798人 (44.5%)	1,991人 (15.2%)	1,276人 (9.8%)

()は卒業生総数に占める割合

※その他：予備校生、アルバイト等

2 新卒未就職者等地域人材育成事業（雇用経済部）について

(1) 受講状況

- ・ 新規県立高校卒業生6人が研修中

(2) 研修の概要

- ① 職業人養成研修（25日程度、四日市市・津市・伊勢市）
- ② 企業実地研修（55日程度、三重県内の企業で実地研修）

10 学力の定着・向上

1 基本的な考え方

学習指導要領の基本的な考え方や教育内容の主な改善事項等を踏まえ、各学校において、学習指導要領の適切な実施に向けて取り組む必要があります。

＜学習指導要領改訂の基本的な考え方＞

- ① 教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成
- ② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視
- ③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成

2 今後の対応

(1) 新学習指導要領の適切な実施

改訂された学習指導要領については、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から全面実施されています。

＜今年度の取組＞

- ・ 新学習指導要領の適切な実施に向けた取組への支援

指導主事による学校訪問の実施のほか、管理職セミナーや教務担当者会議等の場を活用し、教育課程の適切な実施と授業時数の確保に向けた取組を促進

(2) 学力の定着と向上に向けた取組

学習指導要領の趣旨及び内容を踏まえ、子どもたちに「生きる力」を着実に育むとともに、自ら課題を解決する力、他者と共に学び高め合う力を育む必要があります。

＜今年度の取組＞

① みえの学力向上県民運動

基本方針の3つ取組の視点「1. 主体的に学び行動する意欲」、「2. 学びと育ちの環境づくり」、「3. 読書をとおした学び」に沿った取組を推進

(ア) 「みえの学力向上県民運動推進会議」の開催

- ・ 子どもたちの学力向上に向けた取組方策について、様々な視点から幅広く議論する推進会議（7月頃・11月頃を予定）を開催

- (イ) 県民運動の取組の周知・啓発
 - ・ 広報・PR活動を進めるとともに、地域で開催される「開かれた学校づくり」や「読書活動の推進」等に関する研修会の講師として推進会議の委員を派遣
- (ウ) 学校図書館を活用した授業の充実
 - ・ 専門性の高い図書館司書有資格者を計画的に派遣し、担任と司書教諭の連携による授業を支援
- (エ) 「みえの学び場」の拡大
 - ・ 主体的に学び活動できる子どもたちを育むため、県で任用した「まなびのコーディネーター」が地域の教育力を活用し、子どもたちの学びを地域で支える「みえの学び場」づくりを推進

② 「確かな学力」を育む総合支援事業

- (ア) 市町教育委員会と連携し、小中学校で全国学力・学習状況調査の活用を促進
 - ・ 調査結果の分析に基づく課題解決に向けた取組方策等を家庭・地域と共有し、連携した取組を推進

※ 平成25年度全国学力・学習状況調査の実施状況

公立小学校 388校 公立中学校 163校

県立特別支援学校 小学部 2校 中学部 4校

- (イ) 実践推進校への支援（100校を指定）
 - ・ 各学校の学力向上に向けた検証改善サイクルの確立を支援する学力向上アドバイザー5名の小中学校への派遣
 - ・ きめ細かく行き届いた指導を支援するための少人数非常勤講師の配置
- (ウ) 学力向上のための取組成果の普及・啓発
 - ・ 学力向上推進会議、三重県教育研究指定校等合同発表会等の開催

③ フューチャー・カリキュラム実践研究事業【新規】

- (ア) 「フューチャー・カリキュラム実践研究委員会」及び「教科別プロジェクトチーム（9チーム）」を設置し、「授業改善モデル」（学習指導案、教材・教具等）を開発
- (イ) 「授業改善モデル」を活用した公開研究授業の実施

1 1 地域に開かれた学校づくり

1 基本的な考え方

- (1) 急速に進む社会構造の変化に適応していくためには、学校の組織力を強化し、教育活動の質を高めていくことが必要です。
- (2) 人々の価値観が多様化し、学校に求められている役割や期待が変化してきている中、家庭や地域との連携を深めていくことが求められています。
- (3) 地域住民等とのパートナーシップを強化し、地域の教育力を積極的に活用するための体制づくりを進める必要があります。

2 具体的な取組

(1) 県立学校における対応

① 学校関係者評価に関する取組

- ・平成24年度から、全県立学校において、学校の自己評価を検証し、その精度を高めるとともに、学校運営や教育活動への学校関係者の参画を得るための学校関係者評価を義務化
- ・設置者（県教育委員会）は、評価結果に基づく改善活動に取り組む学校に対して、その経費を支援

② コミュニティ・スクールに関する取組

- ・紀南高等学校（平成19年6月1日指定）
通学区域における、地域住民、教員OB等の知識・技能を活用し、生徒の学力向上を図る等、地域・保護者・学校が一体となった学校づくりを推進（「地域の学校に対する理解が進み、協力を得やすくなった」等の成果）
- ・白山高等学校（平成25年4月1日指定）
保護者及び地域住民等が学校運営に参画することを通じて、保護者や地域の要望や意見を学校運営に反映させ、教職員とともに地域に開かれた学校づくりを推進

(2) 公立小中学校における対応

① コミュニティ・スクールや学校関係者評価等の仕組みを生かした開かれた学校づくりに向けた取組の支援

(ア) 市町と連携した連絡会議及び協議会の開催

実際の進め方を協議する場を設け、先進的な取組事例などを参考にしながら、それぞれの地域の実情にあった仕組みの導入を推進

- (イ) 「開かれた学校づくり」サポーターの派遣
校内研修会等における、開かれた学校づくりの推進に向けた助言
- (ウ) コミュニティ・スクールの導入促進に係る調査・研究の委託
中学校区全体でのコミュニティ・スクール導入を検討する市町教育委員会に対し、取組の企画や各主体の連携等に関する調査・研究を委託
- ② 地域住民等の知識や技能を活用した学習支援等、地域で支える教育活動の推進
市町における、大学生や教員OB等地域住民の知識・技能を活用した子どもの学力向上を図る取組に対する補助の実施
- ③ 学校と地域の連携による、三重の良さを実感できる教材や文化財等の地域資源を活用した郷土教育の推進
 - (ア) 教材「三重の文化」を活用した授業づくりの推進
 - (イ) 幼稚園段階から郷土教育を進めるための「ふるさと三重かるた」の作成
 - (ウ) 郷土の文化財を学ぶことができる学習メニューの開発や出前講座の実施

<小中学校の取組状況> (平成25年4月1日現在)

- ※ コミュニティ・スクール指定校数：53校
- ※ 学校関係者評価実施校数：515校
- ※ このほか、各小中学校では、学校評議員、学校支援地域本部の仕組みを活用した学校運営の推進、地域の教育力を活用した学校教育の充実など、学校や地域の特色に応じた「開かれた学校づくり」の取組が進められています。

1 2 外国人児童生徒教育の充実

1 基本的な考え方

多文化共生の考え方のもと、外国人児童生徒の就学を支援するため、家庭への就学の案内や保護者等からの相談への対応とともに、日本語指導や学校生活への適応指導の充実を図ります。

さらに、外国人児童生徒の学習言語としての日本語能力の習得を支援します。

2 現状

平成24年9月1日時点の県内公立小中学校及び県立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒の人数は1,709人となり、平成14年度と比較すると2倍以上になっています。

また、小中学校における在籍校数は196校で、県内公立小中学校の約35%にあたり、日本語指導が必要な外国人児童生徒が母語とする言語は、26言語となっており、多言語化がみられます。

【日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移】

※各年度 9月1日現在

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
小学校	459	473	563	671	810	998	1,128	1,162	1,094	1,061	1,093
中学校	201	217	225	207	232	305	358	376	407	440	426
県立学校	40	66	76	96	76	104	133	127	150	162	190
合計	700	756	864	974	1,118	1,407	1,619	1,665	1,651	1,663	1,709

3 具体的な取組

(1) 小中学校における対応

〈第1段階〉外国人の子どもの受入体制の整備（国の事業の活用）

- ・ 就学促進員等を活用した就学案内や保護者の相談への対応
- ・ 来日後間もない子どもたちの初期適応指導教室への支援

〈第2段階〉日本語指導や学校生活への適応指導の充実

① 外国人児童生徒巡回相談員の配置（12名）

- ・ 日本語指導や学校生活への適応指導への支援

② 外国人児童生徒教育専門員の配置（1名）

- ・ 電話及びメール等による相談、学校からの文書の翻訳や通訳の依頼への対応等

〈第3段階〉日本語で学ぶ力の育成

① 市町への委託事業（外国人児童生徒のための教科指導研究事業）

- ・ 外国人児童生徒が地域社会の一員として社会的自立ができるように、日本語で学ぶ力の育成を目指したカリキュラム（J S Lカリキュラム）に関する指導方法等の普及と三重県モデルの確立に向けた実践研究

（2）高等学校における対応

- ① 三重県立高等学校入学者選抜における外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜の実施
- ② 「高校進学ガイドブック」の作成
- ③ 社会的自立を目指す外国人生徒支援事業
外国人生徒支援専門員2名を配置し、J S Lカリキュラムの開発と取組の充実を図り、三重県モデルの確立をめざすとともに、進路相談や、保護者対象の教育相談等を支援
- ④ 飯野高校の多文化共生棟を活用し、学校・家庭・地域が一体となった日本語支援体制づくりを推進

（3）特別支援学校における対応

- ① 特別支援学校外国人児童生徒支援員緊急雇用創出事業
ポルトガル語対応及びスペイン語対応の学習支援相談員各1名の派遣による学習支援や教育相談等の実施

1 3 特別支援教育の推進

I 特別支援教育について

1 現 状

(1) 在籍児童生徒数の増加

特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校に在籍する児童生徒数は増加傾向が続いており、通常学級における在籍も含め、就学形態も多様化しています。

【平成24年5月1日現在】()内は前年同時期からの増減

	小 学 校	中 学 校
特別支援学級 *1	2,181 名 (+183 名)	867 名 (+42 名)
通級指導教室 *2	555 名 (+ 76 名)	29 名 (+16 名)

*1 特別支援学級:小中学校において、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級

*2 通級指導教室:小中学校の通常の学級で各教科など大半の教育を受け、その障がいに応じて特別の指導を別場で行うための教室

県立特別支援学校在籍児童生徒数	1,440 名 (+53 名)
-----------------	-----------------

(2) 県立特別支援学校卒業生の進学及び就労率

職業に関するコース制の導入や外部人材の活用による職場開拓を図った結果、特別支援学校における進学及び就労率が向上しています。

【平成25年3月末現在】()内は前年の数値

高等部卒業者に占める進学及び就労率	38.7% (34.2%)
高等部卒業者就労内定率	100.0% (100.0%)

※参考 内定者 96 名 (77 名)

(3) 県立特別支援学校の環境整備

特別支援学校のスクールバス整備として、平成24年度は計画的に3台を更新しました。

・平成25年度台数：42台（スクールバス41台、ふれあい号1台）

2 課 題

- (1) 就学前からの一貫した教育相談・支援体制の整備、高等学校における発達障がいの生徒に対する支援の充実が求められています。
- (2) 特別支援学校において学びが就労に直結する職業教育及び新たな職域開発等の就労支援の充実が求められています。
- (3) 障がいの重度・重複化、多様化に対応した教職員の専門性の向上と人材育成が求められています。

3 今後の取組

(1) 早期からの一貫した教育相談・支援体制の充実

- ・発達障がいを含む全ての障がいのある幼児児童生徒の一貫した支援のために、医療・保健・福祉・労働等の関係機関との連携のもと、パーソナルカルテ(*)の活用を図り、教育相談・支援体制の構築を図ります。

* パーソナルカルテ:本人及び保護者が必要な情報(生育歴等)を記入して作成。日常的な管理も本人・保護者が行い、学校や関係機関等から提供を受けた情報(個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等)を追加して綴じ込んでいくファイル。

- ・就学指導委員会の専門的な指導・助言による、円滑な就学先の決定と具体的な支援体制の構築を図ります。

(2) 高等学校における特別支援教育の充実

- ・高等学校に発達障がい支援員(5名)を配置し、巡回相談等を効果的に進めるとともに、医師、臨床心理士、学校心理士等からなる専門家チームを派遣し、発達障がいのある生徒の進学・就労支援等に関する相談に取り組みます。
- ・高等学校教職員向けの「発達障がいハンドブック(仮称)」を作成・配付し、研修会等により、教職員一人ひとりの資質の向上を図ります。
- ・県立高等学校2校をモデル校とし、障がい特性に応じた効果的な指導・支援方法のあり方に関する研究を進めます。

(3) 特別支援学校における就労・自立支援の充実

- ・県教育委員会事務局にキャリア教育マネージャー(1名)を、特別支援学校にキャリア教育サポーター(4名)及び職域開発支援員(13名)を配置し、組織的な職場開拓及び理解啓発を促進します。
- ・職業に関するコース制を導入する学校の拡大、職業適性アセスメントの活用等の促進等を通して、特別支援学校版キャリア教育プログラムの構築に取り組みます。
- ・障がい者雇用に関する情報を共有し、他部局、関係機関と連携した、就労支援体制の整備を進めます。

(4) 教職員の専門性の向上

- ・市町教育委員会及び県立学校で特別支援教育を推進する中核的な役割を担う教員を対象に、特に発達障がい支援を重視した専門的知識及び技能を高めるための連続講座(シードプロジェクト)を開催します。
- ・特別支援学校のセンター的機能を活用した研修等の機会の拡大と内容の充実を図るとともに、こども心身発達医療センター(仮称)及び併設する特別支援学校のセンター的機能の充実に向けた教職員の専門性向上についての検討を進めます。

Ⅱ 特別支援学校の整備について

1 現状

特別支援学校の整備を進める中で、児童生徒数の増加による施設の狭隘化等の新たな課題が生じたことから、「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」を平成25年3月に示しました。整備内容は、次のとおりです。

- ・ 特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）の統合整備
- ・ 松阪地域特別支援学校（仮称）の整備
- ・ くわな特別支援学校の児童生徒数増加による教室不足への対応
- ・ 杉の子特別支援学校石薬師分校の生徒数増加による教室不足への対応
- ・ 草の実リハビリテーションセンター及び小児心療センターあすなろ学園の一体整備に伴う新たな特別支援学校の再編

2 課題

- ・ 「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」に基づく整備の着実な実施に向け、地域や関係機関等との諸調整を図る必要があります。
- ・ 整備にあわせて、各特別支援学校の教育に係る基本計画や教育課程等の検討を進める必要があります。

3 今後の対応方針

（1）特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）の統合整備

- ・ 測量調査等を開始し、平成28年度内を目途に施設が完成できるよう整備を推進します。
- ・ 特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）と連携を密に取り、児童生徒・保護者や地域の意見を集約するとともに、教育課程等の検討を始めます。

（2）松阪地域特別支援学校（仮称）の整備

- ・ 地質調査、校舎設計等を開始し、平成28年度内を目途に施設が完成できるよう整備を推進します。
- ・ 松阪市、多気町、大台町、明和町の教育関係者並びに玉城わかば学園の保護者及び教員からなる整備推進委員会を設置し、地域等の意見を集約するとともに、学校のあり方等について検討します。

（3）くわな特別支援学校の整備

- ・ 児童生徒数の増加に対応するため、平成26年9月の使用開始を目指し、新たに校舎を増築します。

（4）杉の子特別支援学校石薬師分校の整備

- ・ 生徒数の増加に対応するため、平成26年9月の使用開始を目指し、作業実習棟を増築します。

（5）草の実リハビリテーションセンター及び小児心療センターあすなろ学園の一体整備

- ・ こども心身発達医療センター（仮称）の整備スケジュールに沿って、学校施設の設計を進めます。
- ・ 子ども・家庭局が設置する関係者等会議のもとに置かれる、学校及び病院関係者のワーキング会議において、医療と連携した学校のあり方や地域支援についての検討を進めます。

1.4 安心して学べる環境づくりの推進

1 現状

(1) いじめ

いじめの認知件数は平成19年度以降減少傾向にあり、平成23年度は245件でしたが、平成24年度9月の緊急調査においては1,266件と前年度と比べると5倍ほど増加しています。

【いじめ推移（校種別）】

(単位：認知件数)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24,9 緊急調査	H24-H23
小学校	194	126	92	156	102	741	639
中学校	301	186	122	146	109	409	300
高等学校	47	48	45	34	33	110	77
特別支援学校	4	2	1	4	1	6	5
計	546	362	260	340	245	1,266	1,021

(2) 暴力行為

平成23年度の暴力行為の発生件数は、785件で、平成22年度と比較すると、小学校で33件増加、中学校で74件増加、高等学校で8件減少となっており、全体で99件増加しています。

【暴力行為推移（校種別）】

(単位：発生件数)

	H19	H20	H21	H22	H23	H23-H22
小学校	57	93	82	54	87	33
中学校	555	576	610	490	564	74
高等学校	151	130	130	142	134	▲8
計	763	799	822	686	785	99

(3) 不登校

平成23年度の小中学校の不登校児童生徒数は1,806人で、平成22年度と比較すると、小学校で3人増加、中学校で28人減少しており、全体で25人減少しています。

【不登校児童生徒数（校種別）】

(単位：人数)

	H19	H20	H21	H22	H23	H23-H22
小学校	361	373	357	350	353	3
中学校	1,557	1,536	1,437	1,481	1,453	▲28
計	1,918	1,909	1,794	1,831	1,806	▲25

(4) 児童生徒の安全確保

平成24年度における不審者情報の件数は、813件で依然として高水準で推移しており、学校や通学途中における事件・事故が憂慮されます。また、平成24年における児童生徒の交通事故は、自転車運転中の事故が約4割を占めるとともに、児童生徒が加害者になる事故も発生しています。

【県内の不審者情報】

(単位：件)

	H22			H23			H24		
	小学校	中学校	県立学校	小学校	中学校	県立学校	小学校	中学校	県立学校
声かけ	90	64	81	105	60	104	90	55	70
連れ去り	0	0	0	1	0	0	0	1	0
わいせつ	130	131	216	166	137	243	95	121	218
暴行被害	4	10	12	5	9	11	10	6	9
不審電話	63	6	2	6	11	2	133	4	1
計	287	211	311	283	217	360	328	187	298
年度計	809			860			813		

【平成22年～平成24年の交通事故による死傷者数の状態別発生状況（三重県警察本部資料による）】

年	運 転 中				同 乗 中				歩行中	その他	計
	自動車	自二	原付	自転車	自動車	自二	原付	自転車			
平成22年	3 (0)	6 (0)	29 (0)	540 (4)	502 (1)	5 (0)	4 (0)	6 (0)	123 (0)	2 (0)	1,220 (5)
平成23年	4 (0)	10 (0)	19 (0)	474 (2)	417 (1)	7 (0)	6 (0)	6 (0)	115 (0)	5 (0)	1,063 (3)
平成24年	5 (0)	8 (0)	16 (0)	459 (0)	480 (4)	3 (0)	2 (0)	4 (0)	125 (1)	1 (0)	1,103 (5)

(括弧内の数字は死者で内数)

2 課 題

- (1) いじめについては、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、いじめの実態把握、早期発見・早期対応するためのきめ細かな取組を進めていく必要があります。また、緊急調査における認知件数の58.5%が小学校で発生していることから、小学校における教育相談体制の充実を図る必要があります。
- (2) 暴力行為については、その背景には、児童生徒の特性や生活環境など、さまざまな要因が考えられることから、関係機関とも連携を図りながら、学校や市町教育委員会における早期対応への支援を行う必要があります。
- (3) 不登校については、その要因が複雑化・多様化しており、小学校低学年からの早期対応ができる体制を整備するとともに、スクールカウンセラー等の専門

家による継続的な支援が必要です。また、未然防止も含め学校全体での組織的な取組が不可欠であり、校種間や民間施設等も含めた他機関との連携も必要です。

- (4) 児童生徒の安全確保については、学校安全ボランティア組織の活動の充実活性化を図るなど、地域社会で学校安全に取り組む体制の整備を図るとともに、児童生徒に自転車の正しい乗り方や危険予測・回避能力を身に付けるなど、交通ルールやマナーを守ることに重点を置いた実践的な交通安全教育を進める必要があります。

3 今後の対応

(1) いじめ問題等の事案への対応

① 子ども安全対策監の設置

本年度、新たに子ども安全対策監を設置し、いじめや体罰などの問題において、学校だけでは対応することが難しい事案への的確な対応や、学校、市町教育委員会における早期対応への支援を行います。

② 生徒指導特別指導員活用事業

生徒指導や非行防止に専門的な知識や経験を有する生徒指導特別指導員を小中学校及び高等学校に派遣し、学校や児童生徒・保護者に対する生徒指導上の諸問題行動に対して、問題行動の防止、立ち直り支援、被害者支援を行います。また、各地における学校警察連絡協議会の連携推進等のための研修を実施します。

③ 学校問題解決サポート事業

子ども安全対策監の統括のもと、学校だけでは解決できない問題に対応するため、スクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員等の専門家等による「学校問題解決サポートチーム」を編成し、指導・助言にあたりるとともに、弁護士等と連携して支援します。

いじめや体罰など、生徒指導上の課題に対して適切な初期対応ができるよう、教員の力量を高めることをねらいとした講座を開催し、生徒指導のリーダーとなる人材養成をすることにより、学校組織としての対応力の向上を図ります。

また、市町教育委員会や地域の生徒指導の協議会等が主催する研修会等に、学校問題解決サポートチーム等を講師として派遣し、学校の対応力向上に向けた支援を行います。

④ いじめに関するアンケート調査の実施

児童生徒を対象としたいじめに関するアンケート調査については、各学校において学期に1回程度実施するとともに、認知したいじめについては、月々の問題行動等報告で県教育委員会として県内を把握しているところですが、新たに県内一斉アンケート調査を9月に実施し、県内のいじめの実態を一斉に把握する予定であり、その結果を踏まえつつ、迅速かつ適切な対応を行っていきます。

(2) 子どもたちの「自立する力」「共に生きる力」の育成

① いじめを許さない「絆」プロジェクト事業【新規】

深刻化するいじめの未然防止を図り、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを強化するため、29中学校区の小学3年生から中学3年生、約3万1千人を対象に学級満足度調査を実施し、その調査結果をもとに子どもたちの問題解決能力を育成する取組を進めます。また、いじめをはじめとする生徒指導上の課題の解決に対し総合的に支援できる指導者の育成を図ります。

② いじめ・不登校対策事業

不登校の未然防止を推進するために、児童生徒の豊かな人間性や自ら考える力など「生きる力」を育成する「魅力ある学校づくり」について、調査研究を行います。

いじめ問題や不登校に対する対応策や児童生徒の社会的資質・能力の育成を図るための取組を行います。いじめの未然防止の観点から、いじめ問題を解決するための指導資料を作成します。また、不登校の早期対応の観点から、不登校傾向を示し始めた初期対応のマニュアルを作成します。

市町教育委員会との協働により、不登校児童生徒の新しい活動スペースを広げるとともに、フリースクール等民間施設に関する情報及びネットワークを充実させます。

(3) 相談体制の充実・関係機関との連携

① スクールカウンセラー等緊急活用事業等【一部新規】

いじめや体罰等の問題への早急な対応を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置及び派遣を拡充し、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との一層の連携を進めます。

また、学びの環境づくり支援事業において、中学校区を単位にスクールカウンセラーを配置し、小中学校間の途切れのない支援を行うことにより、いじめや不登校等の課題に対して、小中学校が連携した取組を進めるとともに、学校と地域が一

体となって取り組む「子ども支援ネットワーク構築事業」とも連携を図ります。

スクールソーシャルワーカーの活用については、本年度、3名増員し7名体制としたことにより、学校や市町教育委員会からの要請に迅速に対応するとともに、県立高校6校に配置し、不登校や中途退学等の課題の解決や未然防止を図ります。

※ スクールカウンセラーの配置

小学校 288 校(前年度比 165 校増) 中学校 163 校 (前年度比 4 校増)

高等学校 36 校 (前年度比 5 校増) 合計 487 校 (前年度比 174 校増)

※ スクールソーシャルワーカー7名 (前年度比 3名増)

② いじめ巡回相談員配置事業【新規】

スクールカウンセラーの未配置校を中心に、いじめ問題への対応が必要な小学校に対して、いじめ巡回相談員を派遣し、学校生活に不安を抱えたり、集団の中でうまく関係が持てない児童や、子育てに戸惑う保護者との日常的な関わりを通して、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図ります。

※ いじめ巡回相談員 15 名

(4) ケータイ・ネットにおける取組

① ケータイ・ネット対策事業

日々変化を続けるケータイ・ネット問題の現状を整理し、ケータイ・ネットの検索、監視等を通じ学校における教育・啓発を支援するための資料や体制を整えるとともに、ネット啓発リーダー(保護者等)による「ネット啓発講座」の活動をより充実させ、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制を構築します。

(5) 学校安全に係る取組

① 学校安全推進事業【一部新規】

通学路の安全対策を進めるため、市町単位で実施する連絡協議会や特に対策が必要な学校に通学路安全アドバイザーを派遣し、指導・助言を行います。また、高校生の防犯意識を高め、危機予測や回避能力を高めるための実践的な取組への支援を行うとともに、生徒や教職員を対象に防犯意識を高めるための講演会を実施し、防犯教育の推進を図ります。

※ 通学路安全アドバイザー6名

【緊急合同点検調査結果】

<平成25年3月末>

危険箇所	2, 7 2 4
緊急合同点検実施箇所	1, 8 7 9
うち対策必要箇所	1, 7 1 4
対策済み箇所	7 6 6
対策予定箇所	5 9 2
対策未定箇所	3 5 6

15 体罰の実態把握と防止

1 経緯

本県において運動部活動や生徒指導に関わる体罰等が発生していることを受けて、平成24年12月に関係課長等による検討会議を設置し、事例の調査と要因分析、再発防止に向けた対策の検討を進めました。その後、大阪市での事案を受けて体罰に関する課題意識が全国的にも高まる中、文部科学省の依頼により体罰の実態調査を実施したところ、あらためて県内の学校における体罰の実態が明らかになったことから、教職員に対して体罰の禁止を徹底しました。

2 体罰に係る実態調査の結果

(1) 第1次報告

平成24年4月から平成25年1月までに発生した事案で、調査時点で県教育委員会や市町等教育委員会が、既に体罰として把握していた状況を平成25年2月に文部科学省に報告しました。

	発生学校数	対象教員数	被害児童生徒数
小学校	11校	13人	20人
中学校	15校	18人	29人
高等学校	3校	3人	5人
特別支援学校	1校	1人	1人
計	30校	35人	55人

(2) 第2次報告

改めて調査を行った結果、新たに体罰として把握した事案を第1次報告に加えて、平成24年度1年間の状況として、平成25年4月に文部科学省に報告しました。

	発生学校数	対象教員数	被害児童生徒数
小学校	53校	69人	109人
中学校	60校	106人	182人
高等学校	19校	31人	101人
特別支援学校	1校	1人	1人
計	133校	207人	393人

※詳細については、別紙1のとおりです。

3 これまでの対応

- (1) 平成24年12月に設置しました関係課長等による検討会議において、体罰等の情報ルートの確立、情報の共有、未然防止の方策などについて検討を重ね、報告書（「運動部活動等における体罰等の防止について」）をまとめました。
その内容は、別紙2のとおりです。
- (2) 平成25年1月29日に、体罰等の防止を目的とした運動部活動指導者研修会を開催しました。（参加者160人）
- (3) 平成25年1月31日に、県立学校長会議において、昨年、本県で発生した体罰事例の調査と要因分析、再発防止に向けた対策等についてまとめた報告書（「運動部活動等における体罰等の防止について」）を説明するとともに、市町等教育委員会にもその内容について周知しました。
- (4) 平成25年2月1日に、県総合教育センター内に「体罰に関する電話相談窓口」を設置しました。
 - ・平成25年2月1日～3月31日の相談件数：43件
 - ・平成25年4月1日～4月30日の相談件数：3件
- (5) 映像教材「教育活動における体罰の防止」を作成し、平成25年3月15日よりインターネットを活用した教職員研修システム（ネットDE研修）により配信しています。
また、インターネットの環境にない教員の視聴用に、4月11日付で、私立学校を含む県内の全学校にDVDを配付するとともに、当該映像教材を活用した校内研修の実施を依頼しました。

4 今後の対応

- (1) 実態把握の取組
 - ① 学期に1回程度のアンケート調査の実施
児童生徒を対象とした体罰に関するアンケート調査を、学期に1回程度実施し、管理職が集約します。アンケートの中に体罰に係る記述があれば、当該児童生徒及び当該教職員に対して、管理職が面談し事実確認を行います。
 - ② 年2回の体罰防止についての取組報告
9月末と3月末の年間2回、各学校に対して、体罰の認知件数及び体罰防止に係る取組内容について報告を求めます。
 - ③ 県教育委員会担当課の対応
事案が発生し、速やかに報告を受けた体罰事案については、子ども安全対策監に情報を集約したうえで、子ども安全対策監の統括のもと、生徒指導課、保健体育課、教職員課、研修企画・支援課、研修推進課が連携して対応します。

(2) 事案への対応

① 被害児童生徒への対応

子ども安全対策監の統括のもと、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用して、被害児童等の支援にあたります。

② 教職員への対応

把握した事案については、子ども安全対策監の統括のもと、その内容を精査し、児童生徒理解に基づく生徒指導の改善や、運動部活動における適切な指導の徹底を図ります。

また、必要な処分について今後とも適正に対処してまいります。

(3) 未然防止のための研修

① 各学校におけるコンプライアンスの確立

映像教材「教育活動における体罰の防止」を活用し、コンプライアンス意識の確立と、学校での体罰の未然防止や再発防止を目的とした校内研修を、各学校において7月末までに実施することとしています。

② 教職員を対象とした研修会の実施

【生徒指導】

○小中学校生徒指導担当者講習会

期日：平成25年8月27日（四日市）、28日（津）、29日（伊勢）

内容：児童生徒理解に基づく生徒指導のあり方

講師：明治大学 諸富 祥彦教授

○生徒指導主事研修会（県立学校対象）

期日：平成25年7月（予定）

内容：体罰に頼らない生徒指導

講師：淑徳大学 黒川 雅子准教授

○県立学校長会議及び県生徒指導連絡協議会

内容：生徒の懲戒に係る指導指針の改定の周知

【運動部活動】

○運動部活動指導者研修会

期日：平成25年7月4日（四日市）、5日（伊勢）

内容：運動部活動における体罰問題を考える

講師：筑波大学 菊 幸一教授

【教育活動全般】

○新任校長及び新任教頭研修、初任者研修等新規採用者研修、教職経験5年及び10年研修

内容：体罰の未然防止について

公立学校における体罰に係る実態調査の第2次報告について

1 体罰に係る実態調査の実施

- ・ 平成25年1月23日付けで、文部科学省から「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」の通知がありました。
- ・ 体罰の禁止については、これまでも周知してきたところですが、文部科学省からの通知を踏まえ、改めて徹底を図るとともに、全ての学校を対象に体罰に係る実態調査を行いました。

(1) 文部科学省への報告

文部科学省への報告は、平成24年度の体罰に係る実態について、第1次報告（2月28日まで）と第2次報告（4月30日まで）の2段階で行うこととなっていました。

① 第1次報告

- ・ 平成24年4月から平成25年1月までに発生した事案で、調査時点で県教育委員会や市町等教育委員会が、既に体罰として把握している状況を平成25年2月27日に文部科学省へ報告しました。

② 第2次報告

- ・ 第1次報告に、改めて実態調査を行った結果新たに体罰として把握した事案を加えて、平成24年度一年間の状況として、平成25年4月25日に文部科学省へ報告しました。

(2) 実態調査の概要

① 調査対象

- ・ 調査対象は、平成24年度に発生した体罰事案です。

② 体罰の考え方

- ・ 今回の文部科学省からの通知において、体罰に関する考え方は、平成19年2月5日付け初等中等教育局長通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」によることとされました。
- ・ 具体的には、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）が対象となりました。
- ・ なお、平成25年3月13日付けで初等中等教育局長から「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」があり、改めて体罰等に対する考え方とともに、児童生徒への懲戒・体罰等に関する参考事例が示され、懲戒・体罰に関する解釈・運用については、今後、本通知によるものとされました。

③ 実態把握の対象範囲

- ・ 実態把握の対象範囲は、小学校、中学校、高等学校（通信制を除く）及び特別支援学校に在籍する児童生徒です。

④ 調査対象職員

- ・ 調査対象職員は、小学校、中学校、高等学校（通信制課程勤務者を含む）及び特別支援学校に勤務する教員で、常勤の教員だけではなく、非常勤の講師等も対象です。

⑤ 実態把握の方法

- ・ 実態把握の方法は、教員と児童生徒に調査用紙を配付し調査を行いました。児童生徒については、保護者と相談して回答することも可能としました。
- ・ また、調査用紙については、事実確認を的確に行う必要性から記名により実施しましたが、児童生徒に配付した翌日以降に回収を行う等、体罰を受けた児童生徒が周囲の児童生徒から特定されないよう、また提出しやすいよう各校に工夫を要請しました。

2 文部科学省への報告内容

(1) 第1次報告

- ・ 平成24年4月から平成25年1月までに発生した事案で、調査時点で既に体罰として把握していた状況を、次のとおり2月27日に文部科学省へ報告しました。

	発生学校数※	対象教員数	被害児童生徒数
小学校	11校	13人	20人
中学校	15校	18人	29人
高等学校	3校	3人	5人
特別支援学校	1校	1人	1人
計	30校	35人	55人

※ 当初「発生事案数」を公表していましたが、文部科学省の公表状況にあわせて、「発生学校数」としています。

(2) 第2次報告

- ・ 平成24年度に発生した事案について、改めて全ての公立学校を対象に実態調査を行いました。
- ・ 第1次報告と合わせて平成24年度一年間の状況を、次のとおり4月25日に文部科学省へ報告しました。

	発生学校数	対象教員数	被害児童生徒数
小学校	53校	69人	109人
中学校	60校	106人	182人
高等学校	19校	31人	101人
特別支援学校	1校	1人	1人
計	133校	207人	393人

学校数には分校を含みます。

① 体罰が行われた場面

授業中 69 放課後 15 休み時間 22 部活動 66
 学校行事 7 ホームルーム 14 その他 14

- ② 体罰が行われた場所
 教室 88 職員室 2 運動場・体育館 69
 生徒指導室 5 廊下・階段 19 その他 24
- ③ 体罰の態様
 素手で殴る 119 棒などで殴る 16 蹴る 22
 投げる・転倒させる 5 殴る及び蹴る等 12 その他 33
- ④ 被害の状況
 外傷 1 打撲（顔） 1 打撲（足） 2
 打撲（その他の部位） 4 鼻血 3 その他 4
 傷害なし 192
- ⑤ 把握のきっかけ（複数回答を可としています）
 児童生徒の訴え 108 保護者の訴え 43 教員の申告 116
 第三者の通報 25 その他 2
- ⑥ 把握の手法（事情を聴取した者について、複数回答を可としています）
 当事者教員 207 その他教員 47 被害児童生徒 200
 その他児童生徒 74 保護者 44
- ⑦ 処分の状況
 文書訓告等 176（小中学校は市町等教育委員会が対応）
 検討中 31

（3）体罰の具体例

① 教室での事例

- ・ 友達をからかうことを繰り返していた児童2人を指導した際、1人の頬をこづき、1人の頬を平手で叩いた。児童に傷害なし。（小学校）
- ・ 授業中、姿勢が悪い児童の身体を正そうとした際、児童が抵抗したため、頬を叩いた。児童に傷害なし。（小学校）
- ・ 授業中、友達としゃべっていたため質問に答えられなかった児童を指導した際、長時間立たせた。児童に傷害なし。（小学校）
- ・ 学級活動で、学校生活のきまりを否定する発言をした生徒を指導した際、平手で頬を叩いた。生徒に傷害なし。（中学校）
- ・ 授業中、繰り返し注意しても授業に取り組まないため、教科書で頭を叩いた。さらに不服な態度を示したため、頬を平手で叩いた。生徒に傷害なし。（中学校）
- ・ 授業中、忘れ物をしたり集中力のない十数人の生徒に対し、師範用の大きな三角定規や指示棒などで、頭を叩いた。いずれも生徒に傷害なし。（中学校）
- ・ 服装の乱れがある生徒を指導した際、頬を平手で叩いた。生徒に傷害なし。（高等学校）

② 職員室での事例

- ・ ファイルの留め具で遊んでいた生徒を注意した際、生徒が素直に従わなかったため、留め具で頭を叩いた。生徒が暴力だと騒いだため、平手で頭を叩いた。生徒に傷害なし。（中学校）

③ 運動場・体育館での事例

- ・ 授業中、劇で使用する自転車に乗って遊んでいた児童を注意した際、注意してもやめなかったため足と顔を平手で叩いた。児童に傷害なし。（小

学校)

- ・ 部活動の練習試合中、集中力を欠いたプレーを指導した際、生徒2名の顔を平手で叩いた。生徒1名は鼻から出血があった。(中学校)
- ・ 部活動の指導について説明をした際、反抗的な態度をとったため、平手で頬を叩いた。生徒に傷害なし。(中学校)
- ・ 部活動で、生徒が指示どおりの動きができなかった時、試合でミスが続いた時、やる気を出していない時、応援ができなかった時など、ラケットのグリップで押すように叩いた。1度は頬を叩いた。いずれも生徒に傷害なし。(中学校)
- ・ 部活動の練習試合で、ミスをした生徒を注意する際、髪の毛を引っ張ったため、髪の毛が抜けた。(高等学校)
- ・ 部活動の練習試合で、下級生への配慮が不足していた生徒を注意する際、頬を平手で叩いた。生徒に傷害なし。(高等学校)
- ・ 部活動の遠征終了後、遠征先に備品を忘れてきた生徒を指導した際、他の生徒も含めて頬を平手で叩いた。生徒に傷害なし。(高等学校)

④ 生徒指導室での事例

- ・ 部活動を休みがちな生徒を指導した際、ふてくされた態度をとったため、頬を平手で叩いた。生徒に傷害なし。(中学校)
- ・ 生徒を指導する際、反省の様子を感じられなかったため、頬を平手で叩いた。生徒に傷害なし。(高等学校)
- ・ 生徒の生活態度を指導した際、頬を平手で叩いた。生徒は鼻から出血があった。(高等学校)

⑤ 廊下・階段での事例

- ・ 休み時間に児童が暴れているのを制止した際、平手で頭部を叩いた。児童に傷害なし。(小学校)
- ・ 帰りの会で生徒が口ごたえをしたため、頬を平手で叩き、尻を蹴った。その後、胸ぐらをつかんだまま別の部屋へ引っ張って連れて行こうとしたため、生徒の首に襟の痕が赤く残った。(中学校)
- ・ 生活態度について日頃から注意していた生徒が、授業中にガムを噛んでいたため、膝で腹を蹴った。生徒に傷害なし。(中学校)

⑥ その他の場所での事例

- ・ 遠足時、電車の車内で騒いでいた児童を注意した際、頭を平手で1回叩いた。児童に傷害なし。(小学校)
- ・ 掃除の時間に、指示に従わなかった児童を指導した際、足首を蹴った。児童に傷害なし。(小学校)
- ・ 登校時、指導に対して反抗的な態度をとったため、生徒の頬を平手で叩いた。生徒は唇を切った。(中学校)
- ・ 放課後の補充学習でガムを噛んでいた生徒を指導した際、頬を平手で叩いた。生徒に傷害なし。(中学校)

運動部活動等における体罰等の防止について

平成25年1月31日

三重県教育委員会

I 経緯と目的

本県において、県立学校の運動部活動等で、教員の体罰や社会的に報道に至った事案が数多く発生していることから、平成24年12月、県教育委員会内に関係課長による検討会議を設置した。

本検討会議では、各事案の経緯や背景を調査するとともに、その要因を分析し、今後の対応方策について検討を重ねた。

体罰等に関する課題意識が全国的に高まる中、各学校において体罰等の未然防止・再発防止に向けた対応方策を講じることによって、適正な学校運営を目指す。

II 主な事案の概要と背景

1 顧問等による生徒への体罰

(1) 県立A高等学校

平成24年5月、運動部の合宿中に、1年生男子生徒に生徒指導上の問題について注意していた顧問の教員が、当該生徒に対して顔を平手で叩くなどの体罰を行った。

この教員と生徒は日頃からよく話をする間柄であったが、生徒が素直に事実を話そうとしなかったため、我慢できずに体罰に及んだ。

(2) 県立B高等学校

平成24年8月、運動部の練習中に、顧問の指導に反発して2年生男子生徒が興奮していたため、これを聞いて駆け付けたもう一人の顧問が、当該生徒を指導しようとする中で、生徒の頬を平手で叩いた。

同生徒が興奮状態にあったため、これを落ち着かせようと体罰に及んだが、同生徒の部活動に対する姿勢に感情的になったことも一因であった。

(3) 県立C高等学校

平成24年9月の週休日に、入れ替わり立ち替わり校舎付近で生徒が騒いでいるため、注意を繰り返していた生徒指導担当の教員が、初めて注意を受ける2年生男子生徒を威嚇しようと足を踏み下ろし、それを避けようと生徒が出した腕を蹴った。

当日、学校外部の機関が校舎を使用するため、生徒の校舎への出入りを禁止していたが、教員間の共通認識が不足し、そのことが生徒に徹底されていなかったことから、立ち入り禁止を知らずに校舎に入った生徒の態度に、当該教員は腹を立てた。

(4) 県立D特別支援学校

平成24年10月、スポーツ活動を指導している高等部3年生男子生徒に、生徒指導上の問題について注意していた教員が、生徒が素直にならず他人の気持ちを踏みにじるような発言や態度をとったことに腹を立て、感情的になって生徒の頬を平手で叩いた。

信頼関係があると思って指導したにもかかわらず、同生徒に自分の思いが通じなかったことから、感情的になって体罰に及んだ。

2 新聞報道等に至った部員（生徒）の問題行動

(1) 県立E高等学校

平成24年5月、運動部に所属する3年生男子生徒2名が、校内の職員駐車場で、卒業生の車を無免許で運転した。また、同部に所属する2年生男子生徒2名と1年生男子生徒5名が、校内の自動販売機から食品を窃盗した。

同部の卒業生が車で来校し、その車に同乗するうちに運転に興味を持ち運転に至ったが、学校の敷地内ならばという甘い考えがあった。

自動販売機からの窃盗についても、校内であることから罪の意識が少なく、生徒はゲーム感覚で行っている。

(2) 県立F高等学校

平成24年8月、運動部の2年生男子生徒4名が、同部の1年生男子生徒5名に対し暴力行為を行った。

運動部特有の厳しい上下関係が根底にあり、上級生が下級生に一方的に暴力を振るう行為につながった。

(3) 県立G高等学校

平成24年9月、運動部の2年生男子生徒2名が、同部の1年生男子生徒1名に対して、校内や駅等で複数回にわたって暴力行為を行った。

同部は部員不足で、試合可能なぎりぎりの人数で活動していたが、当該1年生が日頃から熱心な練習態度を見せず、かつ退部の意思をほのめかしたことに腹を立てて暴力に及んだ。

また、同部の顧問は、この事実を把握していたにもかかわらず、部の活動が制限され大会に出場できなくなることを恐れて、校長への報告を2か月遅らせた。

Ⅲ 事案をもとにした要因の分析

1 学校の特性

(1) フラットな組織と分掌による細分化

学校は校長を中心とする教員集団で組織された独立した教育機関であり、各学校の実態に応じた運営が行われている。校長と教頭の管理職以外は年齢や経験等に関係なくフラットな組織で、学年や生徒指導等の分掌組織に細分化され、多くの県立学校は分掌によって職員室も別れており、それぞれの組織が日々生徒の指導に当たっている。

(2) 学校内の連携不足

学校内の組織間での横の連携が十分に行われているとは言い切れない現状があり、生徒への連絡や教員間の連携等が徹底されていない中で、教員がそれぞれの立場や思いで生徒を指導したことによるトラブル等も見受けられる。

(3) 危機意識の不足

外部から県教育委員会に情報や相談があったり、先に新聞等で報道されることに関して、学校の危機意識は高いとは言えない。また、校長と教員の意識や対応のずれも見られる。

2 教員の特性

(1) 体罰に対する教員の認識不足

生徒への体罰は、たとえ生徒の側にいろいろな背景があったとしても絶対に許されないのだという教員の認識そのものが高くない言わざるを得ない。頭では理解していても、実際の場面になるとその認識が薄れ感情的になって体罰に至るケースが多い。

(2) 報告遅れの要因

問題やトラブルが発生した場合には、まずは該当の組織内で解決に向けた取組が行われることが多く、大きな問題に発展してはじめて管理職に報告されるケースも少なくない。管理職に報告することで事が大きくなり、詳細な文書を求められたり処分の対象となるなど不利益につながるのではないかという意識も働いていると考えられる。

3 運動部活動の特性

(1) 顧問の負担と指導者不足

運動部活動については、早朝練習や放課後の練習に加え、土日の練習や大会の引率指導など、顧問を務める教員のボランティア的な要素で成り立っている現状がある。また、生徒の多様な価値観や保護者への難しい対応等で、運動部活動の運営が様々な課題に直面している。

このようなことから、運動部活動の顧問を希望する教員は減少しており、特に専門外で顧問を務める教員の負担感はいへん大きくなっている。

(2) 顧問と生徒との関係

運動部活動は外部からは見えにくく、選手を起用する顧問（教員）と試合に出場する選手（生徒）との間に主従に近い強い上下関係が生じるため、教員の側に「指導に従うのが当たり前」という思い込みと、自分が上位という錯覚が生じやすい。

(3) 古い指導方法

本県においては、競技成績を上げるために体罰が常態化している事案は見られないが、過去からの古い指導方法や体質を未だに引きずり、単発的に体罰を行う指導者がいないとは言い切れない。

(4) 顧問による体罰の背景

本県の最近の事例は、生徒指導的な場面で顧問が生徒に体罰を行うケースがほとんどであるが、これは、教室での教師と生徒との関係に比べて、運動部活動における顧問と生徒との関係が濃密であり、顧問は日頃から生徒と深く関わっていることから、なんとかしたいという思いが強いことが要因の一つと考えられる。

また、生徒が問題行動を起こした場合や、顧問との約束を破って繰り返した場合などに、生徒に裏切られた気持ちと憤りが重なり、後先を考えず我慢できずに体罰を行うのではないかと考えられる。

4 部員（生徒）の問題行動

(1) 部活動における上下関係

運動部活動特有の縦割社会（上下関係）が、上級生から下級生への暴力等が発生する原因の一つと考えられる。運動部活動において部内の一定の規律は必要であるが、理不尽な命令や暴力までもが規律の一部であるかのように履き違えている。

(2) メディアの取扱いと団体独自の処分

問題行動そのものは、大なり小なり多くの学校で発生しており、学校全体の生徒指導として捉える必要があるが、運動部活動の場合は、メディアの取扱いや団体独自のルールがあるためクローズアップされやすい。

特に、高校野球の場合は高野連や日本学生野球協会の処分があり、新聞等に報道されることから特別扱いとなっている。

IV 再発防止に向けた対応

1 体罰等の情報ルートの確立

(1) 定期調査と報告

校長は、体罰等を行ったり見聞きしたりした教員は必ずその事実を報告するよう、校内で教員への指導を徹底する。

また、少なくとも学期に1回程度、教員に対して体罰等の有無についての調査及び啓発を行うとともに、生徒アンケート等の活用などにより直接生徒の声をキャッチできるよう努め、体罰等の事実を確認した場合はすぐに県教育委員会に報告する。

(2) 電話相談の設置

生徒が学校や教員に直接相談しにくい例もあることから、総合教育センターに新たに「体罰に関する電話相談窓口」を設置し、その周知を図るとともに、「教育行政相談」等既存の相談窓口も有効に活用し、生徒や保護者等からの相談に対応する。

※「体罰に関する電話相談窓口」

電話番号 059-228-0032

平日9時から17時まで《月・水・金は21時まで》
（「いじめ電話相談」「教育相談」とは別回線）

2 情報の共有

(1) 学校内の情報共有

学校内で体罰等の事案が発生した場合は、当事者と管理職だけの情報にとどめず、校長は学校の教員全体での共有を図り、速やかな事後対応と再発防止を図る。

(2) 学校外からの情報

「県民の声」や「教育行政相談」、「体罰電話相談」などにより学校外から県教育委員会に情報が寄せられた場合は、関係各課及び当該学校に速やかに情報を共有する。

3 早期対応

(1) 指導主事の派遣

体罰等の事案が発生した場合、県教育委員会は関係課で対応を協議し、必要に応じて学校に指導主事を派遣し指導助言する。

学校は当事者だけで解決しようとはせず、校長の指示のもと組織としての対応方針を決め問題の解決に当たる。

(2) 生徒への聴取等による事実確認

事実関係の調査は、該当の教員への聴き取りだけに留めず、生徒への聴取等により事案の背景や前後関係を含めた事実を確認する。

4 体罰等を行った教員への対処と学校の改善策

(1) 行為者への処分と研修の実施

体罰を行った教員に対しては、厳正な処分や指導を行う。特に、体罰が指導手段として常態化していたり、同じ教員が体罰を繰り返すなどの場合は厳しく処分する。

また、以後の指導として、校長のもとで継続的な面談を行い、一定期間の研修を積ませるなど、教員としての資質向上を図る。

(2) 改善策の作成と報告

体罰などの事案が、学校の雰囲気や古い体質などに起因している例も少なくないことから、場合によっては当該教員を一定期間顧問や担当から外し組織の見直しを図るなど、学校は組織としての再発防止と信頼の確保に向けた改善策を講じ、県教育委員会に報告する。

5 未然防止の方策

(1) 学校評価等の活用

学校は、学校評価等を活用するなどにより、保護者や関係者等の意見や見方を参考にして指導の在り方等の改善につなげる。

(2) 研修による意識改革

各学校の運動部活動担当教員等の代表者は、県教育委員会が行う指導者研修会に必ず参加し、体罰を含む諸課題についての認識を深めるとともに、各学校において、研修を受けた教員による校内研修を実施し、全教員にその内容を伝達する。

さらに、各学校において、新たに県教育委員会が作成する体罰防止のための映像教材を活用し、校長の指導のもと全ての教員が参加する校内研修を実施する。

加えて、初任者研修や経験者研修等において、体罰はいかなる理由があっても絶対に許されないことを、事例を交えて教員に実感させる。

(3) 関係団体との連携

県高等学校体育連盟及び県高等学校野球連盟と連携して、各競技専門部として各校の顧問に対して注意喚起し、体罰は絶対に許されないこと、トラブル等が発生した場合は早急に管理職に事実と状況を報告するよう指導する。

(4) 生徒への啓発

学校は、生徒がひとりで悩んだり苦しんだりすることがないように、部活動等に関する不安や悩みがあれば、養護教諭や信頼できる身近な教員に相談するよう生徒に啓発するとともに、電話相談等の存在と利用方法についても周知し早期解決を図る。

16 学びを保障する人権教育の充実

1 現状

- (1) 子どもが人権問題を正しく理解し、自他の人権を守るための実践行動力を育むことができるよう、「人権感覚あふれる学校づくり」を進めています。

【個別の人権問題学習実施状況（H23）】

	部落問題	障がい者	外国人	子ども	女性	その他
小学校	89.7%	99.7%	93.1%	97.4%	93.6%	75.1%
中学校	91.0%	96.4%	70.5%	70.5%	62.0%	74.7%
県立学校	66.3%	46.5%	38.4%	26.7%	33.7%	73.3%

- (2) 子どもが自尊感情や学習意欲を高められるよう、学校・家庭・地域が一体となって取り組む「人権尊重の地域づくり」を進めています。

【地域と連携した人権教育推進状況（H24）】

「人権教育推進協議会」設置数	「子ども支援ネットワーク」設置数
中学校区：163 中学校区／全 163 校区 県立学校：42 校／全 70 校	10 モデル中学校区

- (3) 「人権感覚あふれる学校づくり」及び「人権尊重の地域づくり」が円滑に推進されるよう、研修や情報提供等をとおして、教職員の資質向上を図っています。

【人権教育に係わる教育関係者への支援状況（H24）】

学校及び市町教育委員会等から要請に対しての支援（訪問回数）	2,631 回
人権学習教材等活用のための連続講座（任意）への教職員の参加	215 人
人権教育に係わる情報提供（ウェブアクセス数）	15,322 件
教職員からの人権教育相談への対応（電話・面談等）	540 件

2 課題

- (1) 学校での学習の不十分さや地域社会に存在する差別意識等を背景とした人権侵害（差別事象）が発生しています。また、深刻化するいじめ問題を解決するための取組が求められています。
- (2) 経済不況等による、ゆとりのない家庭が増加する一方、地域コミュニティが弱体化し、子どもの自尊感情や学習意欲の低下に影響を及ぼしています。
- (3) 大幅な教職員の世代交代、人権課題の多様化等が進むことをふまえ、次世代の教職員においては、人権教育に関する認識やスキルがよりいっそう求められます。

3 今後の対応

- (1) すべての教育の中で、人権を守るための実践行動力を育む取組が推進されるよう、人権学習教材等の活用促進と人権教育カリキュラムの普及を図ります。また、いじめの未然防止や解決を図るための教職員用指導資料を作成します。
- (2) 「みえ県民カビジョン」における選択・集中プログラムの一つである「未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト」に「学びを保障するネットワークづくり事業」を位置づけ、学校・家庭・地域が一体となって子どもの自尊感情や学習意欲の向上に取り組む「子ども支援ネットワーク」を、4ヵ年（H24～H27）で40のモデル中学校区に構築し、県内全域に普及していきます。
- (3) 「人権問題に関する教職員意識調査【新規】」を実施し、「三重県人権教育基本方針」の見直しや効果的な施策構築のための基礎資料とします。また、市町教育委員会との連携を強化し、県として教育課題の把握に努めるとともに、市町教育委員会による教職員の育成を支援します。

17 子どもの体力向上

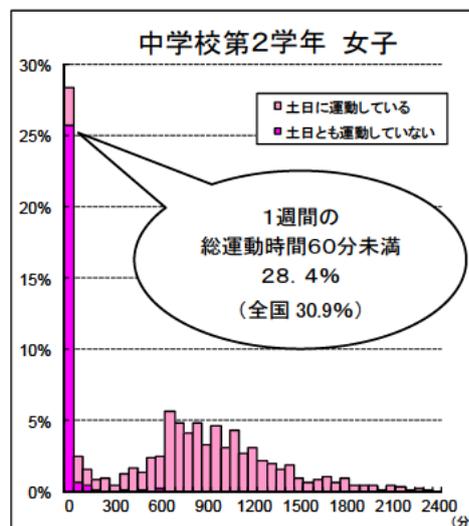
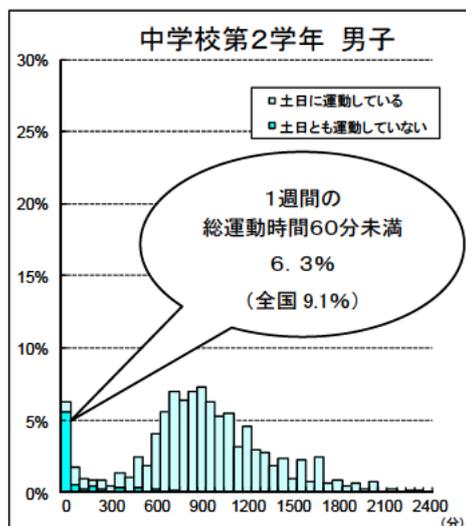
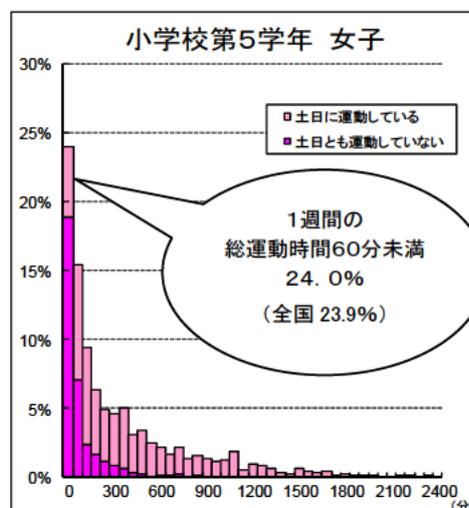
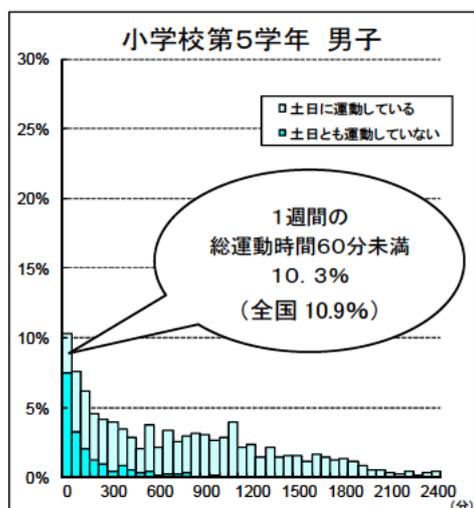
1 現状

文部科学省が平成20年度から実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、本県の小学校5年生の体力合計点は、男女ともに全国平均を相当下回り、依然として大きな課題が見られますが、中学校2年生の体力合計点は、ほぼ全国水準にまで上昇しています。中でも、中学校2年生の女子は、平成20年度に調査が始まって以来、初めて全国平均をわずかながら上回る結果となりました。

【平成24年度調査の体力合計点の平均】

	小学校第5学年		中学校第2学年	
	男子	女子	男子	女子
全国	54.1	54.9	42.3	48.7
三重県	53.0	53.3	42.1	48.8

○よく運動する子どもと、そうでない子どもの二極化傾向が見られ、特に女子においては、4人に1人が、ほとんど運動しないという調査結果がでています。



2 課題

(1) 子どもたちが運動の楽しさや喜びを知り、運動することが好きになるような体育の授業を目指して、授業の工夫や改善を進めるとともに、子どもたちが運動する機会を増やす取組が必要です。

(2) 新体力テストを継続的に行っている学校は、体力合計点の数値が高いことから、新体力テストの継続的な実施を促進する必要があります。

また、調査のために新体力テストを実施するのではなく、結果を「体力の成長記録」として有効に活用する取組について、学校関係者の意識改善を図る必要があります。

【本県の新体力テスト継続実施率】

(実施校/公立または県立高等学校数)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
小学校	15.8%	23.3%	32.8%	28.9% (113/391)
中学校	92.2%	95.2%	96.4%	95.8% (159/166)
高等学校	77.0%	78.3%	80.4%	81.8% (45/55)

【三重県教育委員会調べ】

(3) 朝食の摂取や睡眠が体力に影響を与えることが明らかになっていることから、子どもたちの運動習慣とともに、生活習慣にも目を向けて、総合的に子どもたちの体力を向上させる必要があります。

3 今後の取組（子どもの体力向上総合推進事業）

(1) 体力向上アドバイザーの配置（3名：北・中・南地域別に担当）

県教育委員会に配置する体力向上推進アドバイザーが、担当地域内の小学校を訪問し、体力向上に向けた取組の実態把握や助言等を行い、新体力テストの継続実施による結果の有効活用を促進します。

(2) 体力向上サポーターの派遣

学生などを体力向上サポーターとして小学校に派遣し、子どもたちの運動の支援を行うなど、学校の活動をサポートします。

(3) 子どもの体力向上推進会議(仮称)の設置

学識経験者、体力向上推進アドバイザー、体力向上サポーター、保護者、学校関係者等からなる「子どもの体力向上推進会議(仮称)」を設置し、子どもの体力向上や生活習慣改善に向けた取組について検討を進めます。

(4) みえ子どもの元気アップフェスティバル(仮称)の開催

平成25年11月30日(土) 県営サンアリーナにて、日頃の学校における子どもの体力向上取組成果発表会(仮称)をはじめ、運動習慣・生活習慣・食習慣の面から総合的にフェスティバルを開催し、広く県民に対して子どもの体力向上に関する機運の醸成を図ります。

みえ子どもの元気アップフェスティバル

<p>学校における体力向上の取組成果を 発表する大会</p> <p>○長縄跳び ○鬼遊び</p> 	<p>○運動体験ブース 各種スポーツ体験 苦手運動解消体験等</p> 
<p>○優良校等表彰 体力向上、食育等に 関する表彰</p> 	<p>○食育・健康習慣ブース 試食、パネル展示 健康チェック等</p> 
<p>○親子元気アップ教室 親子で元気アップ プログラムに参加</p> 	

18 健康教育の推進

I 学校保健の推進

1 現状と課題

多様化、深刻化した児童生徒の健康課題に対応するには、専門医等と課題を共有して適切な役割分担に基づく活動を行う必要があります、それを推進する学校保健委員会の設置と開催に向けた取組が必要です。

【学校保健委員会設置状況】

(下段は学校数)

小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		全体	
平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
90%	93%	91%	92%	100%	100%	100%	100%	91%	93%
352/393	362/391	152/167	152/166	70/70	69/69	15/15	16/16	587/643	599/642

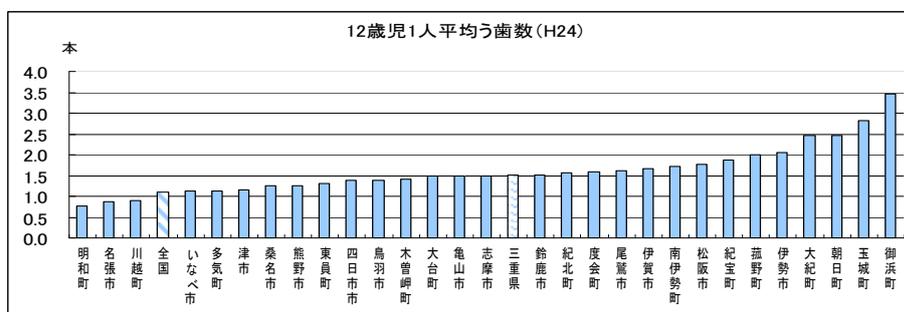
【重点課題】

(1) メンタルヘルスに関する課題

- ① 小中高ともに心の問題での継続支援数が増加
- ② 専門医と学校が連携して心の発達を支援する必要性

(2) 歯と口の健康づくりに関する課題

- ・ 12歳の一人平均DMF指数は、全国平均より高くなっています。



※DMF指数とは
う蝕経験歯数のこと。
未処置歯、処置歯、
う歯による喪失歯の合計。

(3) 性に関する指導の課題

- ・ 10代の人工妊娠中絶と性感染症は、平成23年に全国平均を下回りましたが、平成14年をピークに全国平均より高い状況が続いていました。

2 教育委員会の取組及び今後の方針

(1) 学校保健委員会を開催した学校の割合 : 87% (平成24年度)

【平成27年度目標 : 100%】

(2) 「学校保健課題解決支援事業」(文部科学省委託事業)

- ① 県内の健康課題とそれらへの対策を検討するための協議会(医師会代表、学校関係者、行政関係者等)を設置
- ② 市町教育委員会と連携し、推進地域での実践的な取組
- ③ 課題ごとに組織された支援チームを学校に派遣

(3) 「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の基本施策の推進

- ① 健康福祉部と連携し、「学校におけるフッ化物応用マニュアル」の作成における内容の検討
- ② 講習会の案内や資料の配付等、教職員がフッ化物洗口について正しく理解する取組の推進

(4) 各学校における児童生徒の健康管理を適切に実施するための、5つの専門委員会の設置（心臓、腎臓、環境（アレルギー）、からだの問題、こころの問題）

II 食育・学校給食の推進

1 現状と課題

(1) 学校給食実施状況について（文部科学省調査 平成24年5月1日現在）

小学校：完全給食 実施率 99.5% 389校/391校
 中学校：完全給食（補食給食を含む） 実施率 66.3% 110校/166校

(2) 食物アレルギーについて

（平成24年度 三重県「学校給食における食物アレルギー対応に関する実態調査」から）

	小学校	中学校	特別支援学校 (小・中)	合計
給食実施校数(校)	389	126	14	529
内、食物アレルギーを有する児童生徒が在籍する学校数(校)とその割合(%)	339 (87.1)	106 (84.1)	12 (85.7)	457 (86.4)
給食実施校に在籍する児童生徒数(人)	101,269	38,016	614	139,899
内、食物アレルギーを有する児童生徒数(人)とその割合(%)	3,035 (3.0)	1,171 (3.1)	25 (4.1)	4,231 (3.0)

(3) 学校給食における地場産物の活用状況について

【学校給食において地場産物を使用する割合】 (食材数ベース)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
全国	23.4%	26.1%	25.0%	25.7%
三重県	24.2%	28.5%	27.7%	30.3%

*三重県第2次食育推進計画における目標値：40%（平成27年度）

2 教育委員会の取組及び今後の方針

(1) 学校給食衛生管理講習会の開催

学校給食における衛生管理の徹底を図るため、対象者別に学校給食衛生管理講習会の開催

（対象者：管理職、衛生管理責任者、県立学校給食調理員）

(2) アレルギー疾患対応の取組

学校や地域の実態に応じた、実効性のある食物アレルギー対応マニュアルの作成を促すとともに、県教育委員会作成の手引等を有効活用した校内体制整備の徹底を図ります。

○「学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会」の開催

日時：7月2日（火）正午から午後5時まで

場所：三重県総合文化センター中ホール

【参考資料】

- ・「学校給食における食物アレルギー対応の手引」（平成19年度発行）
- ・「児童生徒のアレルギー疾患対応の手引」（平成21年度発行）
- ・「三重県版学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」発行
- ・ネットDE研修のプログラム作成「学校におけるアレルギー疾患を有する子どもへの対応について」（平成23年度作成）

(3) 「みえ地物一番給食の日」の取組

- ① 毎月「みえ地物一番給食の日」を設定し、地場産物を活用した学校給食や食育の取組を推進
- ② 強化月間（6月、11月）の各地域の取組（給食献立）をホームページで紹介

(4) 栄養教諭を中核とした食育推進事業の実施（文部科学省委託事業）

- ① 県内の市町を推進地域に指定し、学校給食の充実を含めた食育の実践的取組を推進
- ② 推進地域における実践発表や食育推進のための講演等の食育推進講習会の開催

〈栄養教諭を中核とした食育推進事業			推進地域〉
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
鈴鹿市	伊勢市	亀山市	鈴鹿市・尾鷲市

(5) みえの地物が一番！朝食メニューコンクール

①目的

地場産物を使用した朝食のメニューを考え、調理することで、子どもたち自身が自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけることや、食の大切さや地場産物とその生産者について理解を深めることなどをねらいとする。

②募集期間

平成25年6月17日（月）～9月3日（火）

③応募対象者

小学校5、6年生、特別支援学校小学部5、6年生
中学校1～3年生、特別支援学校中等部1～3年生

19 社会教育の推進

I 社会教育について

1 現状

今年度は、新たに全国社会教育研究大会や「みえの学力向上県民運動推進事業」に取り組むことから、市町教育委員会などの関係機関との連携をさらに深め、協働する絶好の機会ととらえています。そこで、様々な社会教育の主体的な推進者とともに、社会教育の推進を図っていきます。

(1) 社会教育の推進

- ① 三重県社会教育委員による社会教育を振興する具体策の検討
・平成25年度審議テーマ
「みえの学力向上県民運動における社会教育のあり方について（仮題）」
- ② 社会教育関係者のネットワーク会議の開催
県・市町教育委員会や社会教育関係者による意見交換や情報共有
- ③ 第55回全国社会教育研究大会三重大会の開催
全国の社会教育委員等社会教育関係者による実践発表や研究協議

(2) 地域の教育力の向上

- ① 社会教育関係者・地域住民の教育力の向上
各市町の社会教育指導者を対象とした研修会の開催による指導者の育成
- ② 学校・家庭・地域が連携した「学び場」の実施とコーディネーターの育成
子どもたちの学力向上を目指した「学び場」の推進

(3) 青少年教育施設の運営

- ・ 鈴鹿青少年センターの管理運営（平成25年4月から3回目の指定管理開始）
- ・ 熊野少年自然の家の管理運営（平成25年4月から2回目の指定管理開始）

※鈴鹿青少年センター（制度導入18年度）熊野少年自然の家（制度導入22年度）

県立青少年教育施設利用者数 (人)

年 度	H21	H22	H23	H24
熊野少年の自然の家	15,719	24,124	28,976	28,184
鈴鹿青少年センター	68,422	68,521	74,365	77,163

(4) 子ども読書活動の推進

- ① 市町図書館職員や行政職員、教職員、学校図書読書ボランティア、保護者等を対象にした研修会の開催

県教育委員会が開催した読書活動推進研修会

年 度	H21	H22	H23	H24
参加者数 (人)	485	472	489	506

②「学力向上のための読書活動推進事業」実施による「読書をとおした学び」の推進

モデル事業として、民間事業者委託により図書館司書有資格者を6市町のモデル校10校に派遣し、学校図書館を活用した授業を推進

③ 緊急雇用創出事業を活用した小中学校図書館における環境整備推進員の配置

小中学校図書館における環境整備推進員 (人)

年度	H21	H22	H23	H24	H25
配置数	20	20	20	24	12

※平成21年度から配置し、平成24年度で事業終了予定のところ、配置が1年間に満たない市町は、経過的措置により、1年間の配置となるよう、年度途中まで配置延長

2 課題

- (1) 全国大会を本県で開催することにより、この機会を活用し、さらなる社会教育活動の活性化を図る必要があります。
- (2) 学力向上県民運動の推進を各地域のアクティブシチズンとともに、地域ぐるみで連携・協力して行う必要があります。
- (3) 鈴鹿青少年センター及び熊野少年自然の家について、指定管理者の施設管理、業務運営状況を把握し、多くの県民に活用される施設とする必要があります。
- (4) 読書活動推進計画の趣旨の浸透、取組の強化を図るため、市町教育委員会や市町立図書館等との連携を進める必要があります。特に、小中学校図書館において、学校司書等の専門的な人材配置を進めるよう、市町教育委員会へ働きかけを行う必要があります。

3 今後の対応

- (1) 全国大会を機会に、県内各市町における自らの活動を見つめなおす中で、県の魅力を活かした社会教育の実践活動につなげていきます。そのために、県・市町が一層連携を深め、人材育成や社会教育活動の活性化を進めていきます。
- (2) 多様な主体の参画を促し、地域の人材がボランティアとして学校や地域の教育活動を支える取組が円滑に推進されるよう支援します。
- (3) 鈴鹿青少年センター及び熊野少年自然の家の管理運営状況を定期的にモニタリングし、必要に応じ指導・助言を行います。
- (4) 学校、家庭、地域が連携して読書環境の整備、読書機会の拡充に取り組み、子ども読書活動の推進に取り組みます。また、「第二次三重県子ども読書活動推進計画」が平成26年10月で5年間の期限を迎えることから、「第三次三重県子ども読書活動推進計画」の策定に向けた検討を進めます。

Ⅱ 三重県総合博物館条例の制定について

1 現状

新県立博物館は、建物の老朽化が進み、時代の変化に対応できていない現博物館に替わって、公文書館機能も加えた三重県の自然と歴史、文化に関する総合博物館として整備を進めています。

平成 19 年度に生活部（現：環境生活部）に検討組織を置き、「三重の文化振興方針」及び「新県立博物館基本構想」をとりまとめた後、平成 20 年度に「新県立博物館基本計画」及び「新県立博物館事業実施方針」を策定し、これに基づき、平成 21 年度以降、取組を進めてきました。

本年 4 月には建築工事が終了し、今後、平成 26 年春の開館に向けて、収蔵品の移転等準備を進めます。

なお、整備にあたっては、平成 22 年度当初予算承認に際しての附帯決議や新県立博物館を整備する前提となる 7 項目に留意し、取組を進めています。

2 博物館設置条例について

新県立博物館の設置に関する事項は、博物館法第18条に基づき、条例で定めることとされています。また、同法第19条により、教育委員会の所管に属するものとされています。

博物館法（昭和二十六年十二月一日号外法律第二百八十五号）

（設置）

第十八条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

（所管）

第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

（1）制定の考え方

三重県立博物館として約 60 年間にわたって蓄積してきた資料やネットワークを継承しつつも、新たな時代にふさわしい理念や使命のもと、公文書館機能などを有する新しい博物館として整備することから、「三重県立博物館条例（昭和 39 年 3 月 25 日三重県条例第 49 号）」を廃止し、「三重県総合博物館条例」を制定します。

（2）制定内容

制定する博物館設置条例では、以下の項目について規定します。

- ①設置目的・趣旨 ②設置場所、名称 ③開館時間および休館日
- ④業務、博物館事業 ⑤観覧料 ⑥利用について（許可手続き、利用料金等）
- ⑦博物館協議会 ⑧遵守事項、その他（規則への委任）

(3) 制定スケジュール

平成 26 年春の開館（平成 26 年 4 月 19 日予定）に向け、遅くとも本年夏頃には名称や観覧料等の詳細を決定し、広報活動や営業活動を行う必要があります。

このため、本年 6 月に設置条例の制定にかかる議案を提出する予定です。

3 条例関連事項にかかる検討状況（検討案）

(1) 名称 三重県総合博物館 ※条例に規定する名称のほか愛称を公募

(2) 開館日・開館時間

① 休館日：毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始（12/29～1/3）、別途定める日（特別休館日：くん蒸など）

※ 休館日については固定するのではなく、夏休み期間や他館事業と連携した期間限定の開館も検討

② 開館時間

・学習交流スペースなど、来館者の活動エリア（無料エリア）

[全日] 9：00～19：00

・展示エリア（有料エリア）

[火～金] 9：00～17：00

[土、日、祝] 9：00～19：00

※ ゴールデンウィークや夏休み期間等の多客時は 19：00 まで延長

(3) 観覧料等

・展示エリア（有料）

	区分	基本展示 観覧料	企画展示 観覧料	セット券（基本展示 + 企画展示）	年間パスポート券
	項目				
当日券	一般	500円	その都度 定める	料金の2割引	1,600円
	高校生以下	無料	その都度 定める	設定なし	設定なし
	学生（大学、 専門学校等）	300円	その都度 定める	料金の2割引	1,000円
	障がい者及び その付添者	無料	無料	設定なし	設定なし
	学校等の利用	無料	無料	設定なし	設定なし
	県民の日の 記念事業の日	無料	正規価格	設定なし	—
	家庭の日 （毎月第3日曜）	正規価格の 2割引	正規価格の 2割引	正規価格の 2割引	—
	団体割引 （20名以上）	正規価格の 2割引	正規価格の 2割引	正規価格の 2割引	設定なし
前売券	設定なし	正規価格の 2割引	正規価格の 2割引	設定なし	

※上記のうち、網掛けの項目は条例で規定する項目。

そのほか、三重県税外通則条例(昭和 39 年三重県条例第 13 号)による。

※エントランスエリア、交流創造エリアは無料

※参考

1-1 新県立博物館の概要

- (1) 場所 三重県総合文化センター隣接地
 - (2) 面積 敷地面積 37,793 m² 延べ面積 10,779 m²
 - (3) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部を除く。）3階建て
 - (4) 施設構成 ※①～③は、来館者が利用できるエリア
 - ①エントランスエリア（520 m²）：ミュージアムショップなど
 - ②交流創造エリア（2,073 m²）：学習交流スペース、こども体験展示室、三重の実物図鑑ルーム、資料閲覧室、実験実習室など
 - ③展示エリア（2,158 m²）：基本展示室、企画展示室、交流展示室
 - ④調査研究エリア（1,294 m²）：標本製作室、科学分析室など
 - ⑤収蔵エリア（2,743 m²）：歴史資料・公文書、生物標本など各収蔵庫
 - ⑥管理エリア・機械エリア（1,991 m²）
- 以上のほか、野外にミュージアムフィールド（交流の広場、里山など）

1-2 整備スケジュール

年度	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
施設	建築設計	→	建築工事			開館
	造成設計	→	造成工事	外構工事		
展示	展示設計		→	展示工事		館
活動と運営	新県立博物館の活動と運営 (vol.1～5) → 事業や運営に関する検討内容及び取組状況まとめ ● Vol 1 ● vol 2 ● vol 3 ● vol 4 ● vol 5					
	■ 4つの重点的取組＋3方向・7項目 ■ 広報 ○参画のしくみづくり ○連携が進む環境づくり ○評価と改善のしくみづくり ○魅力的で使いやすい博物館づくり					

20 文化財の保存・活用

1 現状

(1) 文化財の件数

本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとして、多くの文化財があります。

(H25. 4. 1 現在)

種別	国指定	県指定	合計	備考
有形文化財	184	336	520	
無形文化財	1	2	3	
民俗文化財	9	60	69	
記念物	84	164	248	
登録文化財ほか	160	10	170	重要伝統的建造物群等
合計	438	572	1,010	この他、遺跡は約14,000ヶ所

(2) 文化財に対する保護等の対応

文化財には、経年劣化や社会構造の変化によって、修復や記録保存等の措置を要するものが多くあります。このため、修復等への補助を中心として、文化財指定や文化財パトロール、市町支援等を実施しています。

(3) 補助事業

「活かそう守ろう“みえ”の文化財事業」は、みえの貴重な地域資源である文化財について、市町による文化財を活かしたまちづくりのマスタープランや所有者、地域住民等による文化財の活用の提案と、文化財の修復等を対にして支援し、文化財の活用による人づくり・まちづくりを推進します。

年度	事業数	事業別	県補助額	参加者数
H21	19件	保存事業	72,475千円	2,968人
		活用事業	1,005千円	
		合計	73,480千円	
H22	20件	保存事業	113,588千円	3,308人
		活用事業	584千円	
		合計	114,172千円	
H23	19件	保存事業	113,100千円	5,467人
		活用事業	666千円	
		合計	113,766千円	
H24	18件	保存事業	70,385千円	5,631人
		活用事業	849千円	
		合計	71,234千円	
H25	30件 (予定)	保存事業	109,505千円	—
		活用事業	1,600千円	
		合計	111,105千円	

2 課題

- (1) 所有者や地域住民等による活用事業については、先進的な取組も増加していますが、まだまだ未成熟な事例も見られます。このため、活用事業の種類や形態等について、関係団体や市町をさらに支援していく必要があります。
- (2) 鳥羽・志摩の海女習俗が、文化財として保護・継承されるために、海女保存会を設立（5月18日）し、平成25年度に県の指定文化財となったうえで、国の文化財指定、さらにはユネスコ無形文化遺産登録を目指す必要があります。
- (3) 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の横垣峠道については、台風12号により参詣道の3箇所が山腹崩落に巻き込まれており、通行ができなくなっています。今後、平成26年度の世界遺産登録10周年に向けて、土石流の二次災害を防止する治山事業や隣接する林道復旧事業等と調和を図りながら、峠道の復旧や迂回路の整備を早急に進めていく必要があります。

3 今後の対応

- (1) 文化財を単なる過去の遺産ではなく、社会情勢の変化も勘案しつつ、人づくり・まちづくりの核となる未来に向けた財産として位置づけ、その保存と活用について所有者や市町等を支援していきます。
- (2) 海女習俗に関しては、平成24年度から2か年、「海女習俗詳細調査事業」を実施し、海女文化の文化財としての価値を明らかにしたうえで、県の指定文化財となるよう取組を進めていきます。
- (3) 横垣峠道の復旧については、平成25年度に寸断された3箇所のうち、2箇所について文化庁の国庫補助金を受け、御浜町で古道の修復を行います。また、修復が困難な残り1箇所についても、世界遺産としての価値が維持されるよう文化庁と十分調整するとともに、治山事業を実施する農林水産部、林道復旧事業を実施する御浜町等と連携し、迂回路を設定するなど、世界遺産登録10周年の平成26年度には、横垣峠道の全線が通行可能となる方策に取り組めます。

2 1 教職員の資質向上

1 現状と課題

- (1) 今後10年間に多くの経験豊かな教員の退職が見込まれることから、教職員全体の資質の向上に向けて、知識・技能等の継承、若手・中堅教員の計画的な育成が課題となっています。
- (2) 子どもたちの主体的に学び行動する意欲を育むため、学ぶ喜び、わかる楽しさを実感できる授業の創造に向け、一層の授業力の向上を図る必要があります。
- (3) 教員が学校を離れて研修を受講することが難しくなっているとともに、職場の中で互いの力を磨こうとする「育てる文化」が薄れつつあることから、学校の中で人材を育成するしくみを構築する必要があります。

2 研修の概要

(1) 実践的指導力向上

① 基本研修

○初任者研修

- ・教職に対する情熱と使命感及び教育公務員としての自覚を高め、学習指導や生活指導に関する基礎的・実践的な力を身につけるための研修を実施します。
- ・基礎的素養、教科指導、児童生徒理解、学校経営・学級経営、生徒指導、防災教育等についての研修や、授業実践研修、社会体験研修等を実施します。

○教職経験5年研修

- ・知識や経験に基づく実践力を高め、授業の改善を重視しながら、優れた授業力を身につけるための研修を実施します。
- ・県単独で実施します。
- ・生徒指導、防災教育、人権教育、学校経営・学級経営等についての研修や、授業実践研修を実施します。

○教職経験10年研修

- ・使命感あふれた信頼される教職員をめざすとともに、専門性及び授業力の向上など教員としての力量を高め、学校全体を見通した教育活動を展開するリーダーとしての力を身につけるための研修を実施します。
- ・個々の研修計画を作成し、研修計画に沿って研修を受講します。
- ・生徒指導、人権教育、学校経営・学級経営、防災教育、情報教育

等についての研修や、授業実践研修を実施します。

○その他職種研修

- ・養護教諭研修、栄養教諭研修、幼稚園等教員研修も職種に応じて同様に実施しています。特に、養護教諭研修等においては、食物アレルギーや脳脊髄液減少症などへの対応に関しても講座の中で取り上げています。

(2) 学校マネジメント力向上

① 管理職研修

- ・小・中・県立学校の新任校長、新任教頭を対象として、学校経営の最高責任者若しくは校務全般の実務の中心としての職責を自覚し、特色ある学校づくりを行う能力を身につけるための研修を実施します。
- ・学校経営、コンプライアンス、学校防災・危機管理、人材育成、コーチング等の研修を実施します。

② 学校事務職員研修

- ・学校事務職員を対象に経験と役割に応じた研修を実施し、より質の高い教育活動が各校で展開できるよう、学校マネジメント力及び職務遂行能力の向上、実践意欲の喚起を図ります。

③ 学校経営品質向上活動（学校マネジメント）研修

- ・管理職をはじめ、教職員を対象に学校経営品質向上活動に関する研修を実施し、学校マネジメント力の向上を図ります。

(3) 教科等・領域の専門性向上

① 教科等研修

- ・教科等における指導内容や指導方法について、専門的な知識を身につけるとともに、指導技術の向上を目指します。
- ・学校や地域を会場とした地域分散型研修を実施します。

② テーマ研修

- ・本県の学校教育における教育課題について、目的や対象をより明確にした研修を実施し、各領域における専門性の向上を目指します。

③ 教育相談研修

- ・教育相談にかかる研修を実施し、教職員が子どもたちの心の支援を行うための力量を高めます。
- ・教育相談連携校等に臨床心理相談専門員を派遣し、学校の相談体制づくりのための支援をします。

④ 情報教育研修

- ・児童生徒が興味関心を持って主体的に参加する授業を実現するため、教員のICT活用指導力の向上を目指します。
- ・情報教育研修として、情報モラル、プレゼンテーション、デジタルビデオの活用、校務の情報化等の研修を実施します。

⑤ 職務・職能研修

- ・職務に関する専門的な知識を身につけるとともに、技能・技術の向上を目指します。

⑥ ブロック別研修

- ・教職員が参加しやすく、各地域ごとの教職員のニーズや教育課題に即した研修として、県内教育研究所、市町教育委員会との共催講座を実施します。

⑦ ネットDE研修

- ・教科指導や今日的な教育課題などの研修教材をインターネットで配信し、教職員が勤務校等で必要な時間に研修します。
- ・インターネットを活用したeラーニングによる研修を実施することで教職員の研修機会を確保し、資質向上を図ります。
- ・個人研修、校内研修、全教職員に周知徹底する大規模な研修など様々な研修形態に対応できます。

(4) 教職員の授業力向上推進事業

① みえの教職員授業力向上研修事業

授業研究に必要な専門性とスキルの定着、教職経験の異なる教職員による継続的な授業研究を通じた授業力の向上、授業研究担当者の育成を行います。

○授業実践研修

- ・初任者等、経験5年教員、経験10年教員を対象として、教職経験年数の異なる教員で班を構成し、授業研究を通して、継続的な相互研さんによる授業改善を図る研修を実施します。それにより、教員の授業力の向上とともに、授業改善を指導できる役割を担う中堅教員の育成を目指します。

○授業研究担当者育成研修

- ・小・中・県立学校の授業研究担当者を対象として、学校での授業研究を企画・運営する「授業研究担当者」を育成する研修を実施します。
- ・学校での授業研究に関する実践交流会を実施するとともに、研修主任等を対象に校内研修推進に係る地域別研修を実施する等、研修成果

の還元に努めます。

○自主的研究会活動に対する支援

- ・県立学校の授業改善に係る自主的研究を支援し、教職員の授業力の向上を図ります。

○今日的な教育課題に対応する研修

- ・今日的な教育課題である特別支援教育、外国人児童生徒教育、キャリア教育等に関する研修講座を実施し、実践的な指導力の向上を図ります。

② 「学校・学級づくり」向上事業

教職員の学校経営や学級づくりの力を向上させるため、各学校で、中核となって取組を進める人材を養成します。

(5) 教育相談事業

① 子どもの心サポート事業

- ・子どもたちがいきいきと学べるよう、学校等の教育相談体制の充実に向けて教職員を支援するとともに、子どもたちの心の問題の解決に向けた専門的教育相談を実施します。

② いじめ電話相談事業

- ・子どもたちの心の問題が大きな社会問題となっている状況をふまえて、いじめを始めとする子どもや保護者の悩みに応え、支援するために電話相談を実施します。

③ 学校サポート相談事業【新規】

- ・複雑化・多様化している教育課題に学校が適切に対応できるよう、管理職に対して学校訪問等による支援を行います。

④ 体罰に関する電話相談窓口

- ・体罰が大きな社会問題となっている状況をふまえて、子どもや保護者の訴えを受けとめ、問題の早期解決を図るために電話相談窓口を設置します。

(6) 教職員の能力向上フォローアップ事業

① 指導改善研修

- ・指導力等に課題を有する教員への具体的対応策として、指導力の回復や資質の向上を図るため、研修等を実施し円滑な職場復帰を図ります。

② 教員フォローアップ事業【新規】

- ・指導力等に不安を抱える教員への具体的対応策として、支援研修を実施します。

③ 職務遂行能力向上支援研修事業

- ・職務遂行能力等に課題を有する職員への具体的対応策として、職務遂行能力の回復や資質の向上を図るため、研修等を実施し円滑な職場復帰を図ります。

3 研修講座の検証

- (1) 受講者アンケートにより、研修講座の活用度及びニーズを把握します。
- (2) 研修受講後の研修効果測定により、受講者の研修の成果や効果、実践へのいかし方、学校での還流状況等を把握します。
- (3) 研修終了後に担当者が研修見直し報告書を作成し、次年度の講座構築に反映します。

4 今後の方向

- (1) 「学校現場で教員は育つ」ことから、総合教育センターで実施している教科等研修等について、市町教育委員会と役割分担や連携を行い、学校や県内各地で研修を実施することにより、より教員が参加しやすい環境づくりを進めます。
- (2) 教職員一人ひとりの経験・業務内容に応じた研修や今日的な教育課題に対応する研修の体系を見直し、研修効果を高めます。
- (3) 研修の活用度等の調査結果を踏まえ、研修内容を一層充実するとともに、研修がより効果的なものとなるよう、研修体系の見直しを継続的に実施します。